

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

改正案	現行
<p>【本編】</p> <p>Ⅱ 銀行監督上の評価項目</p>	<p>【本編】</p> <p>Ⅱ 銀行監督上の評価項目</p>
<p>Ⅱ－３ 業務の適切性</p>	<p>Ⅱ－３ 業務の適切性</p>
<p>Ⅱ－３－２ 利用者保護等</p>	<p>Ⅱ－３－２ 利用者保護等</p>
<p>Ⅱ－３－２－１－２ 主な着眼点</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 取引関係の見直し等の場合の対応</p> <p>借手企業との取引関係の見直し等を行う場合の対応については、銀行の営業上の判断に即した本来の説明を的確に行う態勢が整備されることが必要であり、その際、金融検査等を口実とするなどの不適切な説明が行われないよう留意することが必要である。</p> <p>このため、下記の①から③の場合において、それぞれ下記のような適切な説明等の対応を行う態勢が整備されているかどうかについて検証するものとする。</p> <p>①・② (略)</p>	<p>Ⅱ－３－２－１－２ 主な着眼点</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 取引関係の見直し等の場合の対応</p> <p>借手企業との取引関係の見直し等を行う場合の対応については、銀行の営業上の判断に即した本来の説明を的確に行う態勢が整備されることが必要であり、その際、金融検査等を口実とするなどの不適切な説明が行われないよう留意することが必要である。</p> <p>このため、下記の①から③の場合において、それぞれ下記のような適切な説明等の対応を行う態勢が整備されているかどうかについて検証するものとする。</p> <p>①・② (略)</p>

改正案	現行
<p>③ 延滞債権の回収（担保処分及び個人保証の履行請求によるものを含む。）、債権譲渡、企業再生手続（法的整理・私的整理）及び債務者や保証人の個人再生手続等の場合</p> <p>イ. これまでの取引関係や、顧客の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的に応じ、かつ、法令に則り、一連の各種手続を段階的かつ適切に執行する態勢が整備されているか。</p> <p>・例えば、経営者以外の第三者の保証人個人に保証債務の履行を求める場合は、基本的に保証人が主債務者の状況を当然には知り得る立場にないことに留意し、事後の紛争等を未然に防止するため、必要に応じ、一連の各種手続について正確な情報を提供する等適切な対応を行う態勢となっているか（Ⅱ－１１－２（<u>3</u>）参照）。</p> <p>ロ. ～二.（略）</p> <p>（6）・（7）（略）</p>	<p>③ 延滞債権の回収（担保処分及び個人保証の履行請求によるものを含む。）、債権譲渡、企業再生手続（法的整理・私的整理）及び債務者や保証人の個人再生手続等の場合</p> <p>イ. これまでの取引関係や、顧客の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的に応じ、かつ、法令に則り、一連の各種手続を段階的かつ適切に執行する態勢が整備されているか。</p> <p>・例えば、経営者以外の第三者の保証人個人に保証債務の履行を求める場合は、基本的に保証人が主債務者の状況を当然には知り得る立場にないことに留意し、事後の紛争等を未然に防止するため、必要に応じ、一連の各種手続について正確な情報を提供する等適切な対応を行う態勢となっているか（Ⅱ－１１－２（<u>2</u>）参照）。</p> <p>ロ. ～二.（略）</p> <p>（6）・（7）（略）</p>
<p>Ⅱ－４ 金融仲介機能の発揮</p>	<p>Ⅱ－４ 金融仲介機能の発揮</p>
<p>Ⅱ－４－１ 基本的役割</p> <p>金融機関は、中小企業（小規模事業者を含む。以下Ⅱ－５までにおいて同じ。）や住宅ローン借入者など個々の借り手の状況をきめ細かく把握し、他業態も含め関係する他の金融機関等と十分連携を図りながら、円滑な資金供給</p>	<p>Ⅱ－４－１ 基本的役割</p> <p>金融機関は、中小企業（小規模事業者を含む。以下Ⅱ－５までにおいて同じ。）や住宅ローン借入者など個々の借り手の状況をきめ細かく把握し、他業態も含め関係する他の金融機関等と十分連携を図りながら、円滑な資金供給</p>

改正案	現行
<p>(新規の信用供与を含む。以下同じ。)や貸付けの条件の変更等(注1)に努めることが求められる。</p> <p>特に、金融機関は、株式会社地域経済活性化支援機構法(平成21年法律第63号)第64条の規定(注2)の趣旨を十分に踏まえ、地域経済の活性化及び地域における金融の円滑化などについて、適切かつ積極的な取組みが求められることに留意する必要がある。</p> <p>このような観点から、金融機関は、資金供給者としての役割のみならず、顧客企業に対するコンサルティング機能の発揮を通じて、中小企業をはじめとする顧客企業の経営改善等に向けた取組みを先延ばしすることなく最大限支援していくことも求められる(顧客企業に対するコンサルティング機能の発揮については、Ⅱ-5-2-1を参照)。</p> <p>特に、急激な経営環境の変化により資本の充実が必要となった企業に対する支援においては、貸付けの条件の変更等だけでなく、資本金借入金(注3)や出資等も活用し、顧客企業の経営改善等につなげていくことが強く求められる。</p> <p>また、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、経営者保証に依存しない融資の一層の促進を図るとともに、「経営者保証に関するガイドライン」で示された合理性が認められる保証契約の在り方に基づく対応を行っていくことが必要である(Ⅱ-10-2参照)。</p> <p>(注) 略</p>	<p>(新規の信用供与を含む。以下同じ。)や貸付けの条件の変更等(注1)に努めることが求められる。</p> <p>特に、金融機関は、株式会社地域経済活性化支援機構法(平成21年法律第63号)第64条の規定(注2)の趣旨を十分に踏まえ、地域経済の活性化及び地域における金融の円滑化などについて、適切かつ積極的な取組みが求められることに留意する必要がある。</p> <p>このような観点から、金融機関は、資金供給者としての役割のみならず、顧客企業に対するコンサルティング機能の発揮を通じて、中小企業をはじめとする顧客企業の経営改善等に向けた取組みを最大限支援していくことも求められる(顧客企業に対するコンサルティング機能の発揮については、Ⅱ-5-2-1を参照)。</p> <p>特に、急激な経営環境の変化により資本の充実が必要となった企業に対する支援においては、貸付けの条件の変更等だけでなく、資本金借入金(注3)や出資等も活用し、顧客企業の経営改善等につなげていくことが強く求められる。</p> <p>また、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、経営者保証に依存しない融資の一層の促進を図るとともに、「経営者保証に関するガイドライン」で示された合理性が認められる保証契約の在り方に基づく対応を行っていくことが必要である(Ⅱ-10-2参照)。</p> <p>(注) 略</p>
Ⅱ-5 地域密着型金融の推進	Ⅱ-5 地域密着型金融の推進

改正案	現行
<p>Ⅱ－５－１ 経緯</p> <p>(1) <u>地域密着型金融の推進のための監督指針の改正</u></p> <p>① 地域密着型金融の推進については、平成 19 年 8 月に本監督指針を改正し、通常の監督行政の恒久的な枠組みとして位置付けるとともに、金融機関の自由な競争、自己責任に基づく経営判断の尊重、地域の利用者の目（パブリック・プレッシャー）を通じたガバナンスを基本としつつ、地域密着型金融が深化、定着するような動機付け、環境整備を行ってきた。</p> <p>こうした中、地域金融機関（地域銀行、信用金庫、信用協同組合）においては、経営改善支援、事業再生支援、担保・保証に過度に依存しない融資等の取組みが行われてきている。一方、中小企業をはじめとした利用者からは、そうした取組みにとどまらず、経営課題への適切な助言や販路拡大等の経営支援、ニーズに合致した多様な金融サービスの提供が強く期待されている。</p> <p>② このような状況を踏まえ、地域密着型金融の取組みについて利用者と地域金融機関の双方にとってより実効的なものとしていく観点から、地域金融機関の経営者や実務者、有識者等から忌憚のない意見を頂いた。これらの意見から、地域密着型金融の取組みに関する課題や改善の方向性を以下のとおり整理することができる。</p> <p>イ 地域密着型金融の推進は、顧客企業（個人事業主を含む。以下同じ。）との長期的な取引関係を前提とした取組みであり、その成果を短期間で金融機関の財務の健全性や収益力の向上に結びつけることは難し</p>	<p>Ⅱ－５－１ 経緯</p> <p>(1) 地域密着型金融の推進については、平成 19 年 8 月に本監督指針を改正し、通常の監督行政の恒久的な枠組みとして位置付けるとともに、金融機関の自由な競争、自己責任に基づく経営判断の尊重、地域の利用者の目（パブリック・プレッシャー）を通じたガバナンスを基本としつつ、地域密着型金融が深化、定着するような動機付け、環境整備を行ってきた。</p> <p>こうした中、地域金融機関（地域銀行、信用金庫、信用協同組合）においては、経営改善支援、事業再生支援、担保・保証に過度に依存しない融資等の取組みが行われてきている。一方、中小企業をはじめとした利用者からは、そうした取組みにとどまらず、経営課題への適切な助言や販路拡大等の経営支援、ニーズに合致した多様な金融サービスの提供が強く期待されている。</p> <p>(2) このような状況を踏まえ、地域密着型金融の取組みについて利用者と地域金融機関の双方にとってより実効的なものとしていく観点から、地域金融機関の経営者や実務者、有識者等から忌憚のない意見を頂いた。これらの意見から、地域密着型金融の取組みに関する課題や改善の方向性を以下のとおり整理することができる。</p> <p>① 地域密着型金融の推進は、顧客企業（個人事業主を含む。以下同じ。）との長期的な取引関係を前提とした取組みであり、その成果を短期間で金融機関の財務の健全性や収益力の向上に結びつけることは難し</p>

改正案	現行
<p>い場合が多く、中長期的な視点に立った取組みや評価が重要である。</p> <p>ロ 金融機関の営業店の業績管理が短期間で行われていることもあって、営業現場では、「短期的」な「量」重視に偏りやすくなっている。地道な企業訪問や経営相談・経営指導など、短期的な効果の測定が必ずしも容易でない継続的な取組みに関する姿勢や活動を評価・推進していくための工夫が必要である。</p> <p>また、金融機関は、当局に対する取組み実績の報告や開示を意識するあまり、網羅的な実績作りに陥りがちな面があり、当局の関与についても工夫が必要である。</p> <p>ハ 地域金融機関は、人材やノウハウの面から、顧客企業に対し十分なソリューション（経営目標の実現や経営課題の解決を図るための方策）を必ずしも提案できていない。各業種に関する知識の吸収などノウハウの底上げが必要であり、営業店の人材育成、本支店間の連携強化、外部専門家や外部機関等との連携といった対応が課題となっている。</p> <p>顧客企業の経営改善や再建に際して金融機関に求められるのは、まずは、当該企業との日常的・継続的な接触を更に深めながら、その中で当該企業の事業価値を見極め、経営課題を発見・把握していく営業職員の目利き能力の向上である。</p> <p>顧客企業の経営課題を発見・把握した後は、金融機関が課題解決のための役割を常に全て担うのではなく、必要に応じ、積極的に地域の外部専門家や外部機関の知見・ノウハウを集めて対処していくことが有効である。また、金融機関が顧客企業の経営改善・再建支援を行うに当たって、債権者としての立場との利益相反が懸念される場合、</p>	<p>い場合が多く、中長期的な視点に立った取組みや評価が重要である。</p> <p>② 金融機関の営業店の業績管理が短期間で行われていることもあって、営業現場では、「短期的」な「量」重視に偏りやすくなっている。地道な企業訪問や経営相談・経営指導など、短期的な効果の測定が必ずしも容易でない継続的な取組みに関する姿勢や活動を評価・推進していくための工夫が必要である。</p> <p>また、金融機関は、当局に対する取組み実績の報告や開示を意識するあまり、網羅的な実績作りに陥りがちな面があり、当局の関与についても工夫が必要である。</p> <p>③ 地域金融機関は、人材やノウハウの面から、顧客企業に対し十分なソリューション（経営目標の実現や経営課題の解決を図るための方策）を必ずしも提案できていない。各業種に関する知識の吸収などノウハウの底上げが必要であり、営業店の人材育成、本支店間の連携強化、外部専門家や外部機関等との連携といった対応が課題となっている。</p> <p>顧客企業の経営改善や再建に際して金融機関に求められるのは、まずは、当該企業との日常的・継続的な接触を更に深めながら、その中で当該企業の事業価値を見極め、経営課題を発見・把握していく営業職員の目利き能力の向上である。</p> <p>顧客企業の経営課題を発見・把握した後は、金融機関が課題解決のための役割を常に全て担うのではなく、必要に応じ、積極的に地域の外部専門家や外部機関の知見・ノウハウを集めて対処していくことが有効である。また、金融機関が顧客企業の経営改善・再建支援を行うに当たって、債権者としての立場との利益相反が懸念される場合、</p>

改正案	現行
<p>これを防止するという観点からも、中立的な立場で関与できる外部専門家や外部機関等との連携は有効であると考えられる。</p> <p>三 顧客企業の創業、成長、経営改善・再建のためには、まずは、当該企業の経営者自身が明確なビジョンをもって自ら主体的に取り組むことが重要である。自らの経営課題を正確かつ十分に認識できていない経営者も少なくないため、経営者の意識改革も必要である。</p> <p>ホ 顧客企業の発展のためには、地域や広域の活性化策の中に、当該企業や取引先を戦略的に位置づけ支援することが有益である。そのためには、地方公共団体、商工関係団体等との連携が必要であり、特に、地方公共団体が実施する計画的で継続的な取組みとの有機的連携が重要である。</p> <p>ハ 単なる金利の高低では計れない地域密着型金融のメリット（コンサルティング機能や長期的・安定的な金融仲介機能の提供）を地域の利用者に広く理解してもらうためには、積極的な情報発信、PRが必要である。発信する情報は、金融機関の創意工夫により、利用者が興味や関心を持てる具体的で分かりやすい内容とすることが重要である。</p> <p>ト 地域の中小企業等を支え地域経済を活性化するため、地域の関係者の連携・協力が一層重要になってきている。地域金融機関は、そうした連携・協力体制の中で、大きな役割を果たすことが期待されている。地域金融機関の経営者は、自ら強い使命感を持ち、地域金融機関と顧客・地域社会がともに栄えていくビジネスモデルを確立し具体的な取組みを推進するため、主導性を存分に発揮していく必要がある。地域金融機関はこうした取組みにより、地域の関係者からの期待に応えるとともに、顧客企業や地域経済全体の発展を通じて自らの顧客基盤を</p>	<p>これを防止するという観点からも、中立的な立場で関与できる外部専門家や外部機関等との連携は有効であると考えられる。</p> <p>④ 顧客企業の創業、成長、経営改善・再建のためには、まずは、当該企業の経営者自身が明確なビジョンをもって自ら主体的に取り組むことが重要である。自らの経営課題を正確かつ十分に認識できていない経営者も少なくないため、経営者の意識改革も必要である。</p> <p>⑤ 顧客企業の発展のためには、地域や広域の活性化策の中に、当該企業や取引先を戦略的に位置づけ支援することが有益である。そのためには、地方公共団体、商工関係団体等との連携が必要であり、特に、地方公共団体が実施する計画的で継続的な取組みとの有機的連携が重要である。</p> <p>⑥ 単なる金利の高低では計れない地域密着型金融のメリット（コンサルティング機能や長期的・安定的な金融仲介機能の提供）を地域の利用者に広く理解してもらうためには、積極的な情報発信、PRが必要である。発信する情報は、金融機関の創意工夫により、利用者が興味や関心を持てる具体的で分かりやすい内容とすることが重要である。</p> <p>⑦ 地域の中小企業等を支え地域経済を活性化するため、地域の関係者の連携・協力が一層重要になってきている。地域金融機関は、そうした連携・協力体制の中で、大きな役割を果たすことが期待されている。地域金融機関の経営者は、自ら強い使命感を持ち、地域金融機関と顧客・地域社会がともに栄えていくビジネスモデルを確立し具体的な取組みを推進するため、主導性を存分に発揮していく必要がある。地域金融機関はこうした取組みにより、地域の関係者からの期待に応えるとともに、顧客企業や地域経済全体の発展を通じて自らの顧客基盤を</p>

改正案	現行
<p>維持・拡大し、収益力や財務の健全性の向上にもつなげていくことが期待される。</p> <p>(注) 地域密着型金融については、年1回、「利用者等の評価に関するアンケート調査」を実施し公表してきた。加えて、平成22年5月から6月にかけて地域金融機関の経営者から地域密着型金融の取組みに関する意見の提出を受けたほか、同年11月から12月にかけて地域金融機関の経営者や実務者、有識者等と面談し、特に顧客企業に対するコンサルティング機能の発揮の現状や課題等について意見交換を行った。</p> <p>③ 以上のような課題認識を踏まえ、地域金融機関における地域密着型金融の取組みの一層の促進を図るため、今般、以下のとおり、監督指針を改正することとした。</p> <p>(注) 平成22年12月24日に公表した「金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン」において、「地域密着型金融の促進」を「中小企業等に対するきめ細かで円滑な資金供給」の施策の一つとして掲げている。</p> <p>「Ⅱ-5-2 基本的考え方」においては、当局、地域金融機関、利用者等の関係者の認識の共有に資するため、地域密着型金融の目指すべき方向、特に地域金融機関が発揮すべきコンサルティング機能を具体的に示している。</p>	<p>維持・拡大し、収益力や財務の健全性の向上にもつなげていくことが期待される。</p> <p>(注) 地域密着型金融については、年1回、「利用者等の評価に関するアンケート調査」を実施し公表してきた。加えて、平成22年5月から6月にかけて地域金融機関の経営者から地域密着型金融の取組みに関する意見の提出を受けたほか、同年11月から12月にかけて地域金融機関の経営者や実務者、有識者等と面談し、特に顧客企業に対するコンサルティング機能の発揮の現状や課題等について意見交換を行った。</p> <p>(3) 以上のような課題認識を踏まえ、地域金融機関における地域密着型金融の取組みの一層の促進を図るため、今般、以下のとおり、監督指針を改正することとした。</p> <p>(注) 平成22年12月24日に公表した「金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン」において、「地域密着型金融の促進」を「中小企業等に対するきめ細かで円滑な資金供給」の施策の一つとして掲げている。</p> <p>「Ⅱ-5-2 基本的考え方」においては、当局、地域金融機関、利用者等の関係者の認識の共有に資するため、地域密着型金融の目指すべき方向、特に地域金融機関が発揮すべきコンサルティング機能を具体的に示している。</p>

改正案	現行
<p>「Ⅱ－５－３ 主な着眼点」においては、個々の具体的な取組みは各金融機関の自主的な経営判断に委ねつつ、当局は各金融機関に対し地域密着型金融を中長期的な視点に立って組織全体として継続的に推進するための態勢の整備・充実を促すという考え方の下、監督に当たって重点的に検証すべき態勢面等の着眼点を示している。</p> <p>「Ⅱ－５－４ 監督手法・対応」においては、地域金融機関の規模・特性等を踏まえた自主的・創造的な取組みを促すためのフォローアップや動機付け、環境整備の手法を示している。</p> <p><u>(2) 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けの5類感染症移行等を受けた地域密着型金融の推進のための監督指針の改正</u></p> <p><u>新型コロナウイルス感染症により、我が国の経済社会は大きく傷ついたが、令和5年5月に新型コロナウイルス感染症の感染症法（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）をいう。）上の位置付けが5類感染症に移行したことを受け、社会経済活動の正常化が進み、我が国は本格的な経済回復、そして新たな経済成長の軌道に乗ることが期待されるようになった。他方で、原材料・エネルギー価格等の高騰や円安、人手不足の影響等により、厳しい環境に置かれた事業者が数多く存在している中、官民の金融機関において実施した実質無利子・無担保融資の返済が本格化した。特に地域金融機関においては、地域産業や事業者を下支えし、地域経済の回復・成長に貢献することが重要であり、これがひいては地域金融機関自身の事業基盤の存立に関わる問題であると再認識する必要がある。</u></p>	<p>「Ⅱ－５－３ 主な着眼点」においては、個々の具体的な取組みは各金融機関の自主的な経営判断に委ねつつ、当局は各金融機関に対し地域密着型金融を中長期的な視点に立って組織全体として継続的に推進するための態勢の整備・充実を促すという考え方の下、監督に当たって重点的に検証すべき態勢面等の着眼点を示している。</p> <p>「Ⅱ－５－４ 監督手法・対応」においては、地域金融機関の規模・特性等を踏まえた自主的・創造的な取組みを促すためのフォローアップや動機付け、環境整備の手法を示している。</p> <p>(新設)</p>

改正案	現行
<p><u>こうした背景のもとで、地域金融機関による、資金繰り支援にとどまらない、事業者の実情に応じた経営改善や事業再生支援等の重要性が改めて認識されることとなったことを踏まえ、事業者支援の一層の推進を図るため、令和6年4月、監督指針を改正することとした。</u></p>	
<p>Ⅱ－５－２ 基本的考え方（地域密着型金融の目指すべき方向）</p> <p>（１）地域経済の活性化や健全な発展のためには、地域の中小企業等が事業拡大や経営改善等を通じて経済活動を活性化していくとともに、地域金融機関を含めた地域の関係者が連携・協力しながら中小企業等の経営努力を積極的に支援していくことが重要である。なかでも、地域の情報ネットワークの要であり、人材やノウハウを有する地域金融機関においては、資金供給者としての役割にとどまらず、地域の中小企業等に対する経営支援や地域経済の活性化に積極的に貢献していくことが強く期待されている。<u>また、外部環境が大きく変化した等、地域の中小企業等が過剰な債務を抱えるようになった場合には、地域金融機関において地域産業や顧客企業を下支えし、地域経済の回復・成長に貢献することが重要であることから、資金繰り支援にとどまらない、顧客企業の実情に応じた経営改善支援や事業再生支援等を先延ばしすることなく実施する必要がある。</u></p> <p>（２）このため、地域金融機関は、経営戦略や経営計画等（以下「経営計画等」という。）の中で、地域密着型金融の推進をビジネスモデルの一つ</p>	<p>Ⅱ－５－２ 基本的考え方（地域密着型金融の目指すべき方向）</p> <p>（１）地域経済の活性化や健全な発展のためには、地域の中小企業等が事業拡大や経営改善等を通じて経済活動を活性化していくとともに、地域金融機関を含めた地域の関係者が連携・協力しながら中小企業等の経営努力を積極的に支援していくことが重要である。なかでも、地域の情報ネットワークの要であり、人材やノウハウを有する地域金融機関においては、資金供給者としての役割にとどまらず、地域の中小企業等に対する経営支援や地域経済の活性化に積極的に貢献していくことが強く期待されている。</p> <p>（２）このため、地域金融機関は、経営戦略や経営計画等（以下「経営計画等」という。）の中で、地域密着型金融の推進をビジネスモデルの一つ</p>

改正案	現行
<p>として明確に位置づけ、自らの規模や特性、利用者の期待やニーズ等（注）を踏まえて自主性・創造性を発揮しつつ、以下に示す「顧客企業に対するコンサルティング機能の発揮」、「地域の面的再生や<u>地域産業の下支えへの積極的な参画</u>」、「地域や利用者に対する積極的な情報発信」の取組みを中長期的な視点に立って組織全体として継続的に推進することにより、顧客基盤の維持・拡大、収益力や財務の健全性の向上につなげていくことが重要である。</p> <p>（注）信用金庫及び信用協同組合は、地域銀行にも増して規模や人員に制約がある場合が多いことに加え、相互扶助・非営利という特性を有しており、取引先（会員・組合員資格）が原則として自らの地区内の小規模事業者に限定されている。</p> <p>（3）また、地域金融機関が、地域密着型金融を組織全体として継続的に推進していくためには、経営陣が主導性を十分に発揮して、本部による営業店支援、外部専門家や外部機関等との連携、職員のモチベーション（動機付け）の向上に資する評価、専門的な人材の育成やノウハウの蓄積といった推進態勢の整備・充実（注1・2）を図っていくことが重要である。</p> <p>（注1）規模や人員に制約がある場合が多い信用金庫及び信用協同組合については、中央機関や業界団体による業務補完・支援が不可欠である。したがって、これらを中心とした地域密着型金融の取組みに係る業務、態勢整備の連携等、業態内の相互扶助の実践・充実を図</p>	<p>として明確に位置づけ、自らの規模や特性、利用者の期待やニーズ等（注）を踏まえて自主性・創造性を発揮しつつ、以下に示す「顧客企業に対するコンサルティング機能の発揮」、「地域の面的再生への積極的な参画」、「地域や利用者に対する積極的な情報発信」の取組みを中長期的な視点に立って組織全体として継続的に推進することにより、顧客基盤の維持・拡大、収益力や財務の健全性の向上につなげていくことが重要である。</p> <p>（注）信用金庫及び信用協同組合は、地域銀行にも増して規模や人員に制約がある場合が多いことに加え、相互扶助・非営利という特性を有しており、取引先（会員・組合員資格）が原則として自らの地区内の小規模事業者に限定されている。</p> <p>（3）また、地域金融機関が、地域密着型金融を組織全体として継続的に推進していくためには、経営陣が主導性を十分に発揮して、本部による営業店支援、外部専門家や外部機関等との連携、職員のモチベーション（動機付け）の向上に資する評価、専門的な人材の育成やノウハウの蓄積といった推進態勢の整備・充実（注1・2）を図っていくことが重要である。</p> <p>（注1）規模や人員に制約がある場合が多い信用金庫及び信用協同組合については、中央機関や業界団体による業務補完・支援が不可欠である。したがって、これらを中心とした地域密着型金融の取組みに係る業務、態勢整備の連携等、業態内の相互扶助の実践・充実を図</p>

改正案	現行
<p>るべく、中央機関・業界団体の機能充実を通じた総合的な取組みを推進することが必要である。また、個別機関は、その自主的な態勢整備・強化に加えて、必要に応じ、中央機関・業界団体の機能活用を通じ、業態内において相互扶助の特性を十分発揮することが重要である。</p> <p>(注2) 営業職員の経営改善支援能力の育成にあたっては、金融機関内における教育のみならず、営業職員が組織・地域を超えて、同様の立場にある他の金融機関職員等との間で、知見・ノウハウを共有し、実践していく人的つながり(ネットワーク)に参画させることや外部専門家・外部機関等との連携・協働・研修制度の活用等も、有効な方法と考えられる。</p>	<p>るべく、中央機関・業界団体の機能充実を通じた総合的な取組みを推進することが必要である。また、個別機関は、その自主的な態勢整備・強化に加えて、必要に応じ、中央機関・業界団体の機能活用を通じ、業態内において相互扶助の特性を十分発揮することが重要である。</p> <p>(注2) 営業職員の経営改善支援能力の育成にあたっては、金融機関内における教育のみならず、営業職員が組織・地域を超えて、同様の立場にある他の金融機関職員等との間で、知見・ノウハウを共有し、実践していく人的つながり(ネットワーク)に参画させることも、有効な方法と考えられる。</p>
<p>II-5-2-1 顧客企業に対するコンサルティング機能の発揮</p> <p>顧客企業の事業拡大や経営改善等に当たっては、まずもって、当該企業の経営者が自らの経営の目標や課題を明確に見定め、これを実現・解決するために意欲を持って主体的に取り組んでいくことが重要である。</p> <p>地域金融機関は、資金供給者としての役割にとどまらず、長期的な取引関係を通じて蓄積された情報や地域の外部専門家・外部機関等とのネットワークを活用してコンサルティング機能を発揮することにより、顧客企業の事業拡大や経営改善等に向けた自助努力を最大限支援していくことが求められている。</p>	<p>II-5-2-1 顧客企業に対するコンサルティング機能の発揮</p> <p>顧客企業の事業拡大や経営改善等に当たっては、まずもって、当該企業の経営者が自らの経営の目標や課題を明確に見定め、これを実現・解決するために意欲を持って主体的に取り組んでいくことが重要である。</p> <p>地域金融機関は、資金供給者としての役割にとどまらず、長期的な取引関係を通じて蓄積された情報や地域の外部専門家・外部機関等とのネットワークを活用してコンサルティング機能を発揮することにより、顧客企業の事業拡大や経営改善等に向けた自助努力を最大限支援していくことが求められている。</p>

改正案	現行
<p>特に、貸付残高が多いなど、顧客企業から主たる相談相手としての役割を期待されている主たる取引金融機関については、コンサルティング機能をより一層積極的に発揮し、顧客企業が経営課題を認識した上で経営改善、事業再生等に向けて自助努力できるよう、最大限支援していくことが期待される。</p> <p>このような顧客企業と地域金融機関双方の取組みが相乗効果を発揮することにより、顧客企業の事業拡大や経営改善等が着実に図られるとともに、顧客企業の返済能力が改善・向上し、将来の健全な資金需要が拡大していくことを通じて、地域金融機関の収益力や財務の健全性の向上も図られるという流れを定着させていくことが重要である。</p> <p>地域金融機関のコンサルティング機能は、顧客企業との日常的・継続的な関係から得られる各種情報を通じて経営の目標や課題を把握・分析した上で、適切な助言などにより顧客企業自身の課題認識を深めつつ、主体的な取組みを促し、同時に、最適なソリューションを提案・実行するという形で発揮されることが一般的であるとみられる。<u>その際、業況悪化の未然防止や早期改善等の観点から、顧客企業の状況の変化の兆候を適時適切に把握し、早め早めの対応を促すことが重要である。</u>以下に地域金融機関に期待される顧客企業に対するコンサルティング機能を具体的に示すこととする。</p> <p>なお、これは、当局及び地域金融機関、さらには顧客企業の認識の共有に資するために、本来は、顧客企業の状況や地域金融機関の規模・特性等に応じて種々多様であるコンサルティング機能を包括的に示したものである。コンサルティング機能の具体的な内容は、各金融機関において自らの規模・特性、利用者の期待やニーズ等を踏まえ、自主的な経営判断により決定されるべきものであり、金融機関に対して、これら全てを一律・網羅的に求めるも</p>	<p>特に、貸付残高が多いなど、顧客企業から主たる相談相手としての役割を期待されている主たる取引金融機関については、コンサルティング機能をより一層積極的に発揮し、顧客企業が経営課題を認識した上で経営改善、事業再生等に向けて自助努力できるよう、最大限支援していくことが期待される。</p> <p>このような顧客企業と地域金融機関双方の取組みが相乗効果を発揮することにより、顧客企業の事業拡大や経営改善等が着実に図られるとともに、顧客企業の返済能力が改善・向上し、将来の健全な資金需要が拡大していくことを通じて、地域金融機関の収益力や財務の健全性の向上も図られるという流れを定着させていくことが重要である。</p> <p>地域金融機関のコンサルティング機能は、顧客企業との日常的・継続的な関係から得られる各種情報を通じて経営の目標や課題を把握・分析した上で、適切な助言などにより顧客企業自身の課題認識を深めつつ、主体的な取組みを促し、同時に、最適なソリューションを提案・実行する、という形で発揮されることが一般的であるとみられる。以下に地域金融機関に期待される顧客企業に対するコンサルティング機能を具体的に示すこととする。</p> <p>なお、これは、当局及び地域金融機関、さらには顧客企業の認識の共有に資するために、本来は、顧客企業の状況や地域金融機関の規模・特性等に応じて種々多様であるコンサルティング機能を包括的に示したものである。コンサルティング機能の具体的な内容は、各金融機関において自らの規模・特性、利用者の期待やニーズ等を踏まえ、自主的な経営判断により決定されるべきものであり、金融機関に対して、これら全てを一律・網羅的に求めるも</p>

改正案	現行
<p>のではないことに留意する必要がある。</p> <p>(1) 日常的・継続的な関係強化と経営の目標や課題の把握・分析</p> <p>① 日常的・継続的な関係強化を通じた経営の目標や課題の把握・分析とライフステージ等の見極め・予兆管理</p> <p>顧客企業との日常的・継続的な接触により経営の悩み等を率直に相談できる信頼関係を構築し、それを通じて得られた顧客企業の財務情報や各種の定性情報を基に、顧客企業の経営の目標や課題を把握する。</p> <p>そのうえで、以下のような点を総合的に勘案して、顧客企業の経営の目標や課題を分析し、顧客企業のライフステージ（発展段階）や事業の持続可能性の程度（以下「ライフステージ等」という。）等を適切かつ慎重に見極める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・顧客企業の経営資源、事業拡大や経営改善に向けた意欲、経営の目標や課題を実現・解決する能力 ・外部環境の見通し ・顧客企業の関係者（取引先、<u>信用保証協会</u>、他の金融機関、外部専門家、外部機関等）の協力姿勢 ・金融機関の取引地位（総借入残高に占める自らのシェア）や取引状況（設備資金／運転資金の別、取引期間の長短等） ・金融機関の財務の健全性確保の観点 <p><u>また、顧客企業が取り得るソリューションが多いうちから、地域金融機関が顧客企業の経営者の目線に立って丁寧に対話し、その経営判断をサポートすることが重要である。そのため、地域金融機関は、</u></p>	<p>のではないことに留意する必要がある。</p> <p>(1) 日常的・継続的な関係強化と経営の目標や課題の把握・分析</p> <p>① 日常的・継続的な関係強化を通じた経営の目標や課題の把握・分析とライフステージ等の見極め</p> <p>顧客企業との日常的・継続的な接触により経営の悩み等を率直に相談できる信頼関係を構築し、それを通じて得られた顧客企業の財務情報や各種の定性情報を基に、顧客企業の経営の目標や課題を把握する。</p> <p>そのうえで、以下のような点を総合的に勘案して、顧客企業の経営の目標や課題を分析し、顧客企業のライフステージ（発展段階）や事業の持続可能性の程度（以下「ライフステージ等」という。）等を適切かつ慎重に見極める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・顧客企業の経営資源、事業拡大や経営改善に向けた意欲、経営の目標や課題を実現・解決する能力 ・外部環境の見通し ・顧客企業の関係者（取引先、他の金融機関、外部専門家、外部機関等）の協力姿勢 ・金融機関の取引地位（総借入残高に占める自らのシェア）や取引状況（設備資金／運転資金の別、取引期間の長短等） ・金融機関の財務の健全性確保の観点

改正案	現行
<p><u>収益力の低下、過剰債務等による財務内容の悪化、資金繰りの悪化等が生じたため、経営に支障が生じ、又は生じるおそれがある状況（以下、Ⅱ－５において、「有事」という。）へ移行する兆候があるかどうか継続的に把握することにも努める。なお、顧客企業における平時から有事への移行は、自然災害や取引先の倒産等によって突発的に生じるだけでなく、事業環境や社会環境の変化に伴い段階的に生じることが十分に想定される。そのため、地域金融機関は、必要に応じて、自ら有事への段階的移行過程にあることを認識していない者を含めた顧客企業に対し、有事への段階的な移行過程にあることの認識を深めるよう働きかけていく。</u></p> <p>② 顧客企業による経営の目標や課題の認識・主体的な取組みの促進 顧客企業が自らの経営の目標や課題を正確かつ十分に認識できていない場合も含め、<u>経営の目標や課題への認識を深めるよう適切に助言し、顧客企業がその実現・解決に向けて主体的に取り組むよう促す。また、必要に応じて、他の金融機関、信用保証協会、外部専門家、外部機関等と連携し、顧客企業に対し認識を深めるよう働きかけるとともに主体的な取組みを促す。</u></p> <p>(参考) 中小企業である顧客企業が自らの経営の目標や課題を正確かつ十分に認識できるよう助言するにあたっては、当該顧客企業に対し、「中小企業の会計に関する指針」や「中小企業の会計に関する基本要領」の活用を促していくことも有効である。</p>	<p>② 顧客企業による経営の目標や課題の認識・主体的な取組みの促進 顧客企業が自らの経営の目標や課題を正確かつ十分に認識できるよう適切に助言し、顧客企業がその実現・解決に向けて主体的に取り組むよう促す。<u>顧客企業の認識が不十分な場合は、必要に応じて、他の金融機関、外部専門家、外部機関等と連携し、顧客企業に対し認識を深めるよう働きかけるとともに主体的な取組みを促す。</u></p> <p>(参考) 中小企業である顧客企業が自らの経営の目標や課題を正確かつ十分に認識できるよう助言するにあたっては、当該顧客企業に対し、「中小企業の会計に関する指針」や「中小企業の会計に関する基本要領」の活用を促していくことも有効である。</p>

改正案	現行						
<p>(2) 最適なソリューションの提案</p> <p>顧客企業の経営目標の実現や経営課題の解決に向けて、顧客企業のライフステージ等を適切かつ慎重に見極めた上で、当該ライフステージ等に応じて適時に最適なソリューションを提案する。その際、必要に応じ、顧客企業の立場に立って、他の金融機関、<u>信用保証協会</u>、外部専門家、外部機関等と連携するとともに、国や地方公共団体の中小企業支援施策を活用する。</p> <p><u>また、今後、顧客企業を取り巻く状況が変化することを想定し、有事に移行してしまったときに提供可能なソリューションについても積極的に情報提供を行う等、顧客企業の状況の変化の兆候を把握し、顧客企業に早め早めの対応を促す。</u></p> <p>特に、顧客企業が事業再生、業種転換、事業承継、廃業等の支援を必要とする状況にある場合や、支援にあたり債権者間の調整を必要とする場合には、当該支援の実効性を高める観点から、外部専門家・外部機関等の第三者的な視点や専門的な知見・機能を積極的に活用する。</p> <p>なお、ソリューションの提案にあたっては、認定経営革新等支援機関（中小企業等経営強化法第 <u>31</u> 条第 1 項の認定を受けた者をいう。以下、同じ。）との連携を図ることも有効である。</p>	<p>(2) 最適なソリューションの提案</p> <p>顧客企業の経営目標の実現や経営課題の解決に向けて、顧客企業のライフステージ等を適切かつ慎重に見極めた上で、当該ライフステージ等に応じて適時に最適なソリューションを提案する。その際、必要に応じ、顧客企業の立場に立って、他の金融機関、外部専門家、外部機関等と連携するとともに、国や地方公共団体の中小企業支援施策を活用する。</p> <p>特に、顧客企業が事業再生、業種転換、事業承継、廃業等の支援を必要とする状況にある場合や、支援にあたり債権者間の調整を必要とする場合には、当該支援の実効性を高める観点から、外部専門家・外部機関等の第三者的な視点や専門的な知見・機能を積極的に活用する。</p> <p>なお、ソリューションの提案にあたっては、認定経営革新等支援機関（中小企業等経営強化法第 <u>26</u> 条第 1 項の認定を受けた者をいう。以下、同じ。）との連携を図ることも有効である。</p>						
<p>(参考) 顧客企業のライフステージ等に応じて提案するソリューション (例)</p> <table border="1" data-bbox="174 1169 1086 1321"> <tr> <td data-bbox="174 1169 407 1321">顧客企業の ライフステージ 等の類型</td> <td data-bbox="407 1169 819 1321">金融機関が提案する ソリューション</td> <td data-bbox="819 1169 1086 1321">外部専門家・外部 機関等との連携</td> </tr> </table>	顧客企業の ライフステージ 等の類型	金融機関が提案する ソリューション	外部専門家・外部 機関等との連携	<p>(参考) 顧客企業のライフステージ等に応じて提案するソリューション (例)</p> <table border="1" data-bbox="1153 1169 2065 1321"> <tr> <td data-bbox="1153 1169 1386 1321">顧客企業の ライフステージ 等の類型</td> <td data-bbox="1386 1169 1798 1321">金融機関が提案する ソリューション</td> <td data-bbox="1798 1169 2065 1321">外部専門家・外部 機関等との連携</td> </tr> </table>	顧客企業の ライフステージ 等の類型	金融機関が提案する ソリューション	外部専門家・外部 機関等との連携
顧客企業の ライフステージ 等の類型	金融機関が提案する ソリューション	外部専門家・外部 機関等との連携					
顧客企業の ライフステージ 等の類型	金融機関が提案する ソリューション	外部専門家・外部 機関等との連携					

改正案			現行		
創業・新事業開拓を目指す顧客企業	<ul style="list-style-type: none"> ・技術力・販売力や経営者の資質等を踏まえて新事業の価値を見極める。 ・公的助成制度の紹介やファンドの活用を含め、事業立上げ時の資金需要に対応。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公的機関との連携による技術評価、製品化・商品化支援 ・地方公共団体の補助金や制度融資の紹介 ・地域経済活性化支援機構との連携 ・地域活性化ファンド、企業育成ファンドの組成・活用 	創業・新事業開拓を目指す顧客企業	<ul style="list-style-type: none"> ・技術力・販売力や経営者の資質等を踏まえて新事業の価値を見極める。 ・公的助成制度の紹介やファンドの活用を含め、事業立上げ時の資金需要に対応。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公的機関との連携による技術評価、製品化・商品化支援 ・地方公共団体の補助金や制度融資の紹介 ・地域経済活性化支援機構との連携 ・地域活性化ファンド、企業育成ファンドの組成・活用
成長段階における更なる飛躍が見込まれる顧客企業	<ul style="list-style-type: none"> ・ビジネスマッチングや技術開発支援により、新たな販路の獲得等を支援。 ・海外進出など新たな事業展開に向けて情報の提供や助言を実施。 ・事業拡大のための資金需要に対応。その際、事業価値を見極める融資手法（不動産担保や個人保証に過度に依存しない融資）も活用。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体、中小企業関係団体、他の金融機関、業界団体等との連携によるビジネスマッチング ・産学官連携による技術開発支援 ・JETRO、JBIC等との連携による海外情報の提供・相談、現地での資金調達手法の 	成長段階における更なる飛躍が見込まれる顧客企業	<ul style="list-style-type: none"> ・ビジネスマッチングや技術開発支援により、新たな販路の獲得等を支援。 ・海外進出など新たな事業展開に向けて情報の提供や助言を実施。 ・事業拡大のための資金需要に対応。その際、事業価値を見極める融資手法（不動産担保や個人保証に過度に依存しない融資）も活用。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体、中小企業関係団体、他の金融機関、業界団体等との連携によるビジネスマッチング ・産学官連携による技術開発支援 ・JETRO、JBIC等との連携による海外情報の提供・相談、現地での資金調達手法の

改正案			現行		
		紹介等			紹介等
経営改善が必要な顧客企業 (自助努力により経営改善が見込まれる顧客企業など)	<ul style="list-style-type: none"> ・ビジネスマッチングや技術開発支援により新たな販路の獲得等を支援。 ・貸付けの条件の変更等。 ・新規の信用供与により新たな収益機会の獲得や中長期的な経費削減等が見込まれ、それが債務者の業況や財務等の改善につながることで債務償還能力の向上に資すると判断される場合には、新規の信用を供与。その際、事業価値を見極める融資手法（不動産担保や個人保証に過度に依存しない融資）も活用。 ・上記の方策を含む経営再建計画の策定を支援（顧客企業の理解を得つつ、顧客企業の実態を踏まえて経営再建計画を策定するために必要な資料を金融機関が作成することを含む）。定量的な経営再建計画の策定が困難な場合には、簡素・定性的であっても実効性のある課題解決の方向性を提案。 	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業診断士、税理士、経営指導員・<u>よろず支援拠点</u>・<u>中小企業活性化協議会</u>・<u>知財総合支援窓口</u>等からの助言・提案の活用（第三者の知見の活用） ・他の金融機関、信用保証協会等と連携した返済計画の見直し ・地方公共団体、中小企業関係団体、他の金融機関、業界団体等との連携によるビジネスマッチング ・産学官連携による技術開発支援 	経営改善が必要な顧客企業 (自助努力により経営改善が見込まれる顧客企業など)	<ul style="list-style-type: none"> ・ビジネスマッチングや技術開発支援により新たな販路の獲得等を支援。 ・貸付けの条件の変更等。 ・新規の信用供与により新たな収益機会の獲得や中長期的な経費削減等が見込まれ、それが債務者の業況や財務等の改善につながることで債務償還能力の向上に資すると判断される場合には、新規の信用を供与。その際、事業価値を見極める融資手法（不動産担保や個人保証に過度に依存しない融資）も活用。 ・上記の方策を含む経営再建計画の策定を支援（顧客企業の理解を得つつ、顧客企業の実態を踏まえて経営再建計画を策定するために必要な資料を金融機関が作成することを含む）。定量的な経営再建計画の策定が困難な場合には、簡素・定性的であっても実効性のある課題解決の方向性を提案。 	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業診断士、税理士、経営指導員等からの助言・提案の活用（第三者の知見の活用） ・他の金融機関、信用保証協会等と連携した返済計画の見直し ・地方公共団体、中小企業関係団体、他の金融機関、業界団体等との連携によるビジネスマッチング ・産学官連携による技術開発支援

改正案			現行		
<p>事業再生や業種転換が必要な顧客企業</p> <p>(抜本的な事業再生や業種転換により経営の改善が見込まれる顧客企業など)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・貸付けの条件の変更等を行うほか、金融機関の取引地位や取引状況等に応じ、DES・DDSやDIPファイナンスの活用、債権放棄も検討。 ・上記の方策を含む経営再建計画の策定を支援。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域経済活性化支援機構、東日本大震災事業者再生支援機構、<u>中小企業活性化協議会</u>等との連携による事業再生方策の策定 ・<u>中小企業の事業再生等に関するガイドライン第三部に定める再生型私的整理手続の実施</u> ・事業再生ファンドの組成・活用 ・再生系サービスの活用 	<p>事業再生や業種転換が必要な顧客企業</p> <p>(抜本的な事業再生や業種転換により経営の改善が見込まれる顧客企業など)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・貸付けの条件の変更等を行うほか、金融機関の取引地位や取引状況等に応じ、DES・DDSやDIPファイナンスの活用、債権放棄も検討。 ・上記の方策を含む経営再建計画の策定を支援。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域経済活性化支援機構、東日本大震災事業者再生支援機構、<u>中小企業再生支援協議会</u>等との連携による事業再生方策の策定(新設) ・事業再生ファンドの組成・活用(新設)
<p>事業の持続可能性が見込まれない顧客企業</p> <p>(事業の存続がいたずらに長引くことで、却って、経営者の生活再建や当該顧客企業の取引先の事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・貸付けの条件の変更等の申込みに対しては、機械的にこれに応ずるのではなく、事業継続に向けた経営者の意欲、経営者の生活再建、当該顧客企業の取引先等への影響、金融機関の取引地位や取引状況、財務の健全性確保の観点等を総合的に勘案し、慎重かつ十分な検討を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>中小企業の事業再生等に関するガイドライン第三部に定める廃業型私的整理手続の実施</u> ・慎重かつ十分な検討と顧客企業の納得性を高めるための十分な 	<p>事業の持続可能性が見込まれない顧客企業</p> <p>(事業の存続がいたずらに長引くことで、却って、経営者の生活再建や当該顧客企業の取引先の事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・貸付けの条件の変更等の申込みに対しては、機械的にこれに応ずるのではなく、事業継続に向けた経営者の意欲、経営者の生活再建、当該顧客企業の取引先等への影響、金融機関の取引地位や取引状況、財務の健全性確保の観点等を総合的に勘案し、慎重かつ十分な検討を行う。 	<p>(新設)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・慎重かつ十分な検討と顧客企業の納得性を高めるための十分な説明を行った上で、税理士、弁護士、サービス等との連携により顧客企業の債務

改正案			現行		
等に悪影響が見込まれる先など)	<ul style="list-style-type: none"> ・その上で、債務整理等を前提とした顧客企業の再起に向けた適切な助言や顧客企業が自主廃業を選択する場合の取引先対応等を含めた円滑な処理等への協力を含め、顧客企業自身や関係者にとって真に望ましいソリューションを適切に実施。 ・その際、顧客企業の納得性を高めるための十分な説明に努める。 	説明を行った上で、税理士、弁護士、サービサー等との連携により顧客企業の債務整理を前提とした再起に向けた方策を検討	等に悪影響が見込まれる先など)	<ul style="list-style-type: none"> ・その上で、債務整理等を前提とした顧客企業の再起に向けた適切な助言や顧客企業が自主廃業を選択する場合の取引先対応等を含めた円滑な処理等への協力を含め、顧客企業自身や関係者にとって真に望ましいソリューションを適切に実施。 ・その際、顧客企業の納得性を高めるための十分な説明に努める。 	整理を前提とした再起に向けた方策を検討
事業承継が必要な顧客企業	<ul style="list-style-type: none"> ・後継者の有無や事業継続に関する経営者の意向等を踏まえつつ、M&Aのマッチング支援、相続対策支援等を実施。 ・MBOやEBO等を実施する際の株式買取資金などの事業承継時の資金需要に対応。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業承継・引継ぎ支援センター ・M&A支援会社等の活用 ・税理士等を活用した自社株評価・相続税試算 ・信託業者、行政書士、弁護士を活用した遺言信託の設定 	事業承継が必要な顧客企業	<ul style="list-style-type: none"> ・後継者の有無や事業継続に関する経営者の意向等を踏まえつつ、M&Aのマッチング支援、相続対策支援等を実施。 ・MBOやEBO等を実施する際の株式買取資金などの事業承継時の資金需要に対応。 	<ul style="list-style-type: none"> ・M&A支援会社等の活用 ・税理士等を活用した自社株評価・相続税試算 ・信託業者、行政書士、弁護士を活用した遺言信託の設定
<p>(注1) この図表の例示に当てはまらない対応が必要となる場合もある。例えば、金融機関が適切な融資等を実行するために必要な信頼関係の構築が困難な顧客企業（金融機関からの真摯な働きかけにもかかわらず財務内容の正確な開示に向けた誠実な対応が見られない</p>			<p>(注1) この図表の例示に当てはまらない対応が必要となる場合もある。例えば、金融機関が適切な融資等を実行するために必要な信頼関係の構築が困難な顧客企業（金融機関からの真摯な働きかけにもかかわらず財務内容の正確な開示に向けた誠実な対応が見られない顧客企業、反社会的勢力との関係が疑われる顧客企業など）の場合は、金融機関の財務の健全性や業務の適切な運営の確保の観点を念</p>		

改正案	現行
<p>顧客企業、反社会的勢力との関係が疑われる顧客企業など) の場合は、金融機関の財務の健全性や業務の適切な運営の確保の観点に置きつつ、債権保全の必要性を検討するとともに、必要に応じて、税理士や弁護士等と連携しながら、適切かつ速やかな対応を実施することも考えられる。</p> <p>(注2) 上記の図表のうち「事業再生や業種転換が必要な顧客企業」に対してコンサルティングを行う場合には、中小企業の再生支援のために、以下のような税制特例措置が講じられたことにより、提供できるソリューションの幅が広がっていることに留意する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業再生税制による再生の円滑化を図るための特例（事業再生ファンドを通じた債権放棄への企業再生税制の適用） <p>・合理的な再生計画に基づく、保証人となっている経営者による私財提供に係る譲渡所得の非課税措置</p> <p>(3) 経営改善・事業再生等の支援が必要な顧客企業に対する留意点</p> <p>① 経営再建計画の策定支援</p> <p>(2) に掲げるソリューションのうち経営再建計画の策定が必要となるものについて、金融機関と顧客企業、必要に応じて他の金融機関、<u>信用保証協会</u>、外部専門家、外部機関等との間で合意された場合（金融機関から提案されたソリューションが顧客企業、必要に応じて他の金融機関、<u>信用保証協会</u>、外部専門家、外部機関等との協議等を踏まえて修正された後に合意に至る場合を含む。）、速やかに、当該ソリューションを織り込んだ経営再建計画の策定に取り組むこととなる。</p>	<p>頭に置きつつ、債権保全の必要性を検討するとともに、必要に応じて、税理士や弁護士等と連携しながら、適切かつ速やかな対応を実施することも考えられる。</p> <p>(注2) 上記の図表のうち「事業再生や業種転換が必要な顧客企業」に対してコンサルティングを行う場合には、中小企業の再生支援のために、以下のような税制特例措置が講じられたことにより、提供できるソリューションの幅が広がっていることに留意する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業再生税制による再生の円滑化を図るための特例（事業再生ファンドを通じた債権放棄への企業再生税制の適用） <p>・合理的な再生計画に基づく、保証人となっている経営者による私財提供に係る譲渡所得の非課税措置</p> <p>(3) 経営改善・事業再生等の支援が必要な顧客企業に対する留意点</p> <p>① 経営再建計画の策定支援</p> <p>(2) に掲げるソリューションのうち経営再建計画の策定が必要となるものについて、金融機関と顧客企業、必要に応じて他の金融機関、外部専門家、外部機関等との間で合意された場合（金融機関から提案されたソリューションが顧客企業、必要に応じて他の金融機関、外部専門家、外部機関等との協議等を踏まえて修正された後に合意に至る場合を含む。）、速やかに、当該ソリューションを織り込んだ経営再建計画の策定に取り組むこととなる。</p> <p>経営再建計画は、顧客企業が本質的な経営課題を認識し改善に向けて主体的に取り組んでいくためにも、できる限り、顧客企業が自力で策定</p>

改正案	現行
<p>経営再建計画は、顧客企業が本質的な経営課題を認識し改善に向けて主体的に取り組んでいくためにも、できる限り、顧客企業が自力で策定することが望ましい。その際、金融機関は、経営再建計画の合理性や実現可能性、(2)に掲げるソリューションを適切に織り込んでいるか等について、顧客企業と協力しながら確認するよう努める。</p> <p>ただし、顧客企業が自力で経営再建計画を策定できない場合や<u>地域金融機関の積極的な関与が有効であると考えられる場合には</u>、顧客企業の理解を得つつ、経営再建計画の策定を積極的に支援（顧客企業の実態を踏まえて経営再建計画を策定するために必要な資料を金融機関が作成することを含む。）する。その際、<u>顧客企業の経営改善に寄与する内容となるよう、顧客企業の置かれた状況を十分に踏まえた計画策定支援を行う。</u>また、金融機関単独では経営再建計画の策定支援が困難であると見込まれる場合であっても、外部専門家・外部機関等の第三者的な視点や専門的な知見・機能を積極的に活用し、計画策定を積極的に支援する必要があることに留意する。</p> <p>なお、経営再建計画の策定にあたっては、中小企業の人員や財務諸表の作成能力等を勘案し、大企業の場合と同様な大部で精緻な経営再建計画等の策定に拘ることなく、簡素・定性的であっても、顧客企業の経営改善や事業再生等に向けて、実効性のある課題解決の方向性を提案することを目指す。<u>また、地域金融機関が、国や地方公共団体の中小企業支援施策を活用して金融機関が資金繰りの管理や自社の経営状況の把握などの基本的な経営改善の計画（基本的な事項に関する経営改善計画。以下「基本的経営改善計画」という。）等の策定支援を行う場合には、優越的地位の濫用の防止にも留意しつつ、当該支援施策の活用が真に顧客</u></p>	<p>することが望ましい。その際、金融機関は、経営再建計画の合理性や実現可能性、(2)に掲げるソリューションを適切に織り込んでいるか等について、顧客企業と協力しながら確認するよう努める。</p> <p>ただし、顧客企業が自力で経営再建計画を策定できない<u>やむを得ない理由があると判断される場合には</u>、顧客企業の理解を得つつ、経営再建計画の策定を積極的に支援（顧客企業の実態を踏まえて経営再建計画を策定するために必要な資料を金融機関が作成することを含む。）する。その際、金融機関単独では経営再建計画の策定支援が困難であると見込まれる場合であっても、外部専門家・外部機関等の第三者的な視点や専門的な知見・機能を積極的に活用し、計画策定を積極的に支援する必要があることに留意する。</p> <p>なお、経営再建計画の策定にあたっては、中小企業の人員や財務諸表の作成能力等を勘案し、大企業の場合と同様な大部で精緻な経営再建計画等の策定に拘ることなく、簡素・定性的であっても、顧客企業の経営改善や事業再生等に向けて、実効性のある課題解決の方向性を提案することを目指す。</p>

改正案	現行
<p><u>企業のニーズに合致したものであることを確認する必要がある。</u></p> <p>(注1)顧客企業に対し貸付けの条件の変更等を行った場合であっても、経営再建計画や課題解決の方向性が、実現可能性の高い抜本的な経営再建計画に該当する場合には(該当要件については、本監督指針Ⅲ-4-9-4-3銀行法及び再生法に基づく債権の額の開示区分を参照のこと。)、当該経営再建計画や課題解決の方向性に基づく貸出金は貸出条件緩和債権には該当しないこととなる。</p> <p>(注2)仮に中小・零細企業等が経営改善計画等を策定していない場合であっても、債務者の技術力、販売力や成長性等を総合的に勘案し、債務者の実態に即して「金融機関が作成した経営改善に関する資料」がある場合には、これを「実現可能性の高い抜本的な計画」とみなして、「貸出条件緩和債権」には該当しないこととなる(Ⅲ-4-9-4-3銀行法及び再生法に基づく債権の額の開示区分を参照のこと。)</p> <p>② 新規の信用供与</p> <p>積極的かつ適切に金融仲介機能を発揮する観点から、貸付けの条件の変更等を行った顧客企業から新規の信用供与の申込みがあった場合であって、新規の信用供与により新たな収益機会の獲得や中長期的な経費削減等が見込まれ、それが顧客企業の業況や財務等の改善につながることで債務償還能力の向上に資すると判断される場合には、積極的かつ適時適切に新規の信用供与を行うよう努める。</p>	<p>(注1)顧客企業に対し貸付けの条件の変更等を行った場合であっても、経営再建計画や課題解決の方向性が、実現可能性の高い抜本的な経営再建計画に該当する場合には(該当要件については、本監督指針Ⅲ-4-9-4-3銀行法及び再生法に基づく債権の額の開示区分を参照のこと。)、当該経営再建計画や課題解決の方向性に基づく貸出金は貸出条件緩和債権には該当しないこととなる。</p> <p>(注2)仮に中小・零細企業等が経営改善計画等を策定していない場合であっても、債務者の技術力、販売力や成長性等を総合的に勘案し、債務者の実態に即して「金融機関が作成した経営改善に関する資料」がある場合には、これを「実現可能性の高い抜本的な計画」とみなして、「貸出条件緩和債権」には該当しないこととなる(Ⅲ-4-9-4-3銀行法及び再生法に基づく債権の額の開示区分を参照のこと。)</p> <p>② 新規の信用供与</p> <p>積極的かつ適切に金融仲介機能を発揮する観点から、貸付けの条件の変更等を行った顧客企業から新規の信用供与の申込みがあった場合であって、新規の信用供与により新たな収益機会の獲得や中長期的な経費削減等が見込まれ、それが顧客企業の業況や財務等の改善につながることで債務償還能力の向上に資すると判断される場合には、積極的かつ適時適切に新規の信用供与を行うよう努める。</p> <p>③ 事業再生支援に関する<u>主体的・継続的な関与</u></p>

改正案	現行
<p>③ <u>経営改善・事業再生支援に関する積極的な取組み等</u></p> <p><u>地域金融機関は、自身が主たる取引金融機関である顧客企業に対しては丁寧に対話を行ったうえで実情に応じた経営改善支援や事業再生支援等に積極的に取り組んでいく。</u></p> <p><u>また、上記のほか、貸付残高が少ない顧客企業や、保全されている債権の割合が高い顧客企業、信用保証協会の保証付き融資の割合が高い顧客企業に対しても、自身の経営資源の状況等を踏まえつつ、必要に応じて早めに他の金融機関や信用保証協会、外部専門家、外部機関等と連携し、顧客企業の実情に応じた経営改善支援や事業再生支援等に取り組んでいく。</u></p> <p><u>なお、地域金融機関が顧客企業の主たる取引金融機関である場合において、当該地域金融機関が地域経済活性化支援機構又は東日本大震災事業者再生支援機構の機能を活用して当該顧客企業の事業再生支援を行うときは、当該地域金融機関が主体的かつ継続的に関与していく。</u></p> <p>(4) 顧客企業等との協働によるソリューションの実行及び進捗状況の管理</p> <p>顧客企業や連携先とともに、ソリューションの合理性や実行可能性を検証・確認した上で、協働してソリューションを実行する。</p> <p>ソリューションの実行後においても、必要に応じて連携先と協力しながら、ソリューションの実行状況を継続的にモニタリングするとともに、経営相談や経営指導を行っていくなど、進捗状況を適切に管理する。</p> <p>特に、<u>国や地方公共団体の中小企業支援施策を活用しつつ、基本的経営改善計画の策定を金融機関が支援した場合には、当該金融機関が率先して当該計画の進捗状況について適切にモニタリングを行う。</u></p>	<p>地域金融機関が<u>中小企業</u>の主たる取引金融機関である場合において、当該地域金融機関が地域経済活性化支援機構又は東日本大震災事業者再生支援機構の機能を活用して当該<u>中小企業</u>の事業再生支援を行うときは、当該地域金融機関が主体的かつ継続的に関与していく。</p> <p>(4) 顧客企業等との協働によるソリューションの実行及び進捗状況の管理</p> <p>顧客企業や連携先とともに、ソリューションの合理性や実行可能性を検証・確認した上で、協働してソリューションを実行する。</p> <p>ソリューションの実行後においても、必要に応じて連携先と協力しながら、ソリューションの実行状況を継続的にモニタリングするとともに、経営相談や経営指導を行っていくなど、進捗状況を適切に管理する。</p> <p>特に、顧客企業へ貸付けを行っている金融機関が複数存在することを認識している場合は、必要に応じ、それらの金融機関と連携を図りなが</p>

改正案	現行
<p>また、顧客企業へ貸付けを行っている金融機関が複数存在することを認識している場合は、必要に応じ、それらの金融機関や信用保証協会と連携を図りながら進捗状況の管理を行うこととする。</p> <p>なお、進捗状況の管理を行っている間に、ソリューションの策定当初には予期し得なかった外部環境の大きな変化等を察知した場合には、実行しているソリューションについて見直しの要否を顧客企業や連携先とともに検討する。見直しが必要な場合は、そうした変化や見直しの必要性等を顧客企業が認識できるよう適切な助言を行った上で、ソリューションの見直し（経営再建計画の再策定を含む。）を提案し、顧客企業や連携先と協働して実行する。</p> <p>(注) ソリューションの実行に当たっては、上記（３）③にも留意する。</p>	<p>ら進捗状況の管理を行うこととする。</p> <p>なお、進捗状況の管理を行っている間に、ソリューションの策定当初には予期し得なかった外部環境の大きな変化等を察知した場合には、実行しているソリューションについて見直しの要否を顧客企業や連携先とともに検討する。見直しが必要な場合は、そうした変化や見直しの必要性等を顧客企業が認識できるよう適切な助言を行った上で、ソリューションの見直し（経営再建計画の再策定を含む。）を提案し、顧客企業や連携先と協働して実行する。</p> <p>(注) ソリューションの実行に当たっては、上記（３）③にも留意する。</p>
<p>II-5-2-2 地域の面的再生や<u>地域産業の下支え</u>への積極的な参画</p> <p>地域金融機関は、成長分野の育成や産業集積による高付加価値化などの地域の面的再生に向けた取組みや<u>地域産業、顧客企業を下支えし、地域経済の回復・成長に貢献する取組み</u>に積極的に参画することが期待されている。</p> <p>このため、まずは、利用者や関係機関との日常的・継続的な接触を通じて得られる各種の地域情報を収集・蓄積しつつ、地域経済の課題や発展の可能性等を把握・分析することが重要である。</p> <p>その上で、自らが貢献可能な分野や役割を検討し、例えば、地方公共団体による地域活性化に関するプロジェクトに対して情報・ノウハウ・人材を提</p>	<p>II-5-2-2 地域の面的再生への積極的な参画</p> <p>地域金融機関は、成長分野の育成や産業集積による高付加価値化などの地域の面的再生に向けた取組みに積極的に参画することが期待されている。</p> <p>このため、まずは、利用者や関係機関との日常的・継続的な接触を通じて得られる各種の地域情報を収集・蓄積しつつ、地域経済の課題や発展の可能性等を把握・分析することが重要である。</p> <p>その上で、自らが貢献可能な分野や役割を検討し、例えば、地方公共団体による地域活性化に関するプロジェクトに対して情報・ノウハウ・人材を提</p>

改正案	現行
<p>供すること、地方公共団体や中小企業関係団体及び地域経済活性化支援機構等の関係機関と連携しながら地域的・広域的な活性化プランを策定すること等により、地域の面的再生や<u>地域産業の下支え</u>に向けて積極的な役割を果たしていくことが重要である。</p> <p>その際、例えば、地域活性化プランの中に自らの顧客企業を戦略的に位置づけ支援するなど、地域経済全体の活性化と同時に顧客企業の事業拡大や経営改善を図っていくという視点も重要である。</p> <p>なお、このような地域の面的再生や<u>地域産業の下支え</u>への参画については、地域金融機関にコストを無視した地域貢献までを求めるものではない。地域金融機関は、コストとリスクを適切に把握しつつ、中長期的な視点に立って、自らの経営基盤である地域の面的再生や<u>地域産業の下支え</u>に積極的に取り組むことにより、収益力や財務の健全性の向上につなげていくことが重要である。</p>	<p>供すること、地方公共団体や中小企業関係団体及び地域経済活性化支援機構等の関係機関と連携しながら地域的・広域的な活性化プランを策定すること等により、地域の面的再生に向けて積極的な役割を果たしていくことが重要である。</p> <p>その際、例えば、地域活性化プランの中に自らの顧客企業を戦略的に位置づけ支援するなど、地域経済全体の活性化と同時に顧客企業の事業拡大や経営改善を図っていくという視点も重要である。</p> <p>なお、このような地域の面的再生への参画については、地域金融機関にコストを無視した地域貢献までを求めるものではない。地域金融機関は、コストとリスクを適切に把握しつつ、中長期的な視点に立って、自らの経営基盤である地域の面的再生に積極的に取り組むことにより、収益力や財務の健全性の向上につなげていくことが重要である。</p>
<p>II-5-2-3 地域や利用者に対する積極的な情報発信</p> <p>地域金融機関は、地域密着型金融の取組みに関して、具体的な目標やその成果を地域や利用者に対し積極的に情報発信していくことが重要である。</p> <p>その際、地域密着型金融は顧客企業にとっても大きなメリットがあること、すなわち、金融機関との関係を単なる金利の高低で計るのではなく、地域密着型金融を積極的に推進している金融機関との信頼関係の強化を通じて、当該金融機関によるコンサルティング機能や長期的・安定的な金融仲介機能の提供が期待できることを積極的かつ具体的に発信していくことが重</p>	<p>II-5-2-3 地域や利用者に対する積極的な情報発信</p> <p>地域金融機関は、地域密着型金融の取組みに関して、具体的な目標やその成果を地域や利用者に対し積極的に情報発信していくことが重要である。</p> <p>その際、地域密着型金融は顧客企業にとっても大きなメリットがあること、すなわち、金融機関との関係を単なる金利の高低で計るのではなく、地域密着型金融を積極的に推進している金融機関との信頼関係の強化を通じて、当該金融機関によるコンサルティング機能や長期的・安定的な金融仲介機能の提供が期待できることを積極的かつ具体的に発信していくことが重要であ</p>

改正案	現行
<p>要である。更に、地域の面的再生や地域産業の下支えへの積極的な参画に関する取組みや顧客企業の経営状況に応じたソリューションや経営改善・事業再生支援に関する取組みを積極的に発信し、自らの経営基盤である地域の経済や社会に対して責任ある立場を保持し続けるという意思を表明することにより、利用者の信頼や支持を高めていくことも重要である。</p> <p>このような情報発信を通じて、地域密着型金融の取組みに対する利用者の理解を深め、金利競争に陥ることなく個性的なサービスを推進し、地域における評価を確立することにより顧客基盤の維持・拡大を図り、収益力や財務の健全性の向上につなげていくことが重要である。</p>	<p>る。更に、地域の面的再生への積極的な参画に関する取組みを発信し、自らの経営基盤である地域の経済や社会に対して責任ある立場を保持し続けるという意思を表明することにより、利用者の信頼や支持を高めていくことも重要である。</p> <p>このような情報発信を通じて、地域密着型金融の取組みに対する利用者の理解を深め、金利競争に陥ることなく個性的なサービスを推進し、地域における評価を確立することにより顧客基盤の維持・拡大を図り、収益力や財務の健全性の向上につなげていくことが重要である。</p>
<p>Ⅱ－５－３ 主な着眼点</p> <p>以上の基本的な考え方（地域密着型金融の目指すべき方向）を踏まえ、各地域金融機関が地域密着型金融の取組みを組織全体として継続的に推進するための態勢整備の状況について以下の着眼点に基づき検証していく。</p> <p>なお、以下の着眼点に定める具体的な内容や水準については、各金融機関において、自らの規模や特性、利用者の期待やニーズ等を踏まえ、自主的な経営判断により決定されるべきものであり、金融機関に一律・画一的な対応を求めるものではないことに留意する必要がある。</p> <p>(1)「Ⅱ－５－２ 基本的考え方」の「Ⅱ－５－２－１」～「Ⅱ－５－２－３」の取組みを推進するために、経営陣は、主導性を十分に発揮して、これらの取組みを経営計画等に明確に位置付けるとともに、当該経営計画等を組織全体として着実に遂行できるよう、職員への周知徹底も含め</p>	<p>Ⅱ－５－３ 主な着眼点</p> <p>以上の基本的な考え方（地域密着型金融の目指すべき方向）を踏まえ、各地域金融機関が地域密着型金融の取組みを組織全体として継続的に推進するための態勢整備の状況について以下の着眼点に基づき検証していく。</p> <p>なお、以下の着眼点に定める具体的な内容や水準については、各金融機関において、自らの規模や特性、利用者の期待やニーズ等を踏まえ、自主的な経営判断により決定されるべきものであり、金融機関に一律・画一的な対応を求めるものではないことに留意する必要がある。</p> <p>(1)「Ⅱ－５－２ 基本的考え方」の「Ⅱ－５－２－１」～「Ⅱ－５－２－３」の取組みを推進するために、経営陣は、主導性を十分に発揮して、これらの取組みを経営計画等に明確に位置付けるとともに、当該経営計画等を組織全体として着実に遂行できるよう、職員への周知徹底も含め</p>

改正案	現行
<p>必要な態勢の整備に努めているか。また、取組みの成果を検証し、必要な改善策を経営計画等に反映するよう努めているか。</p> <p>(2) 地域密着型金融の取組みを組織全体として推進するため、本部による営業店支援態勢の整備に努めているか。<u>例えば、営業店が顧客企業との日常的・継続的な関係を通じて把握した経営状況・経営課題（有事への移行の予兆を含む）等について、本部と当該内容を共有し、必要に応じて営業店と本部が一体となって実効性ある支援に取り組むなど、適切な役割分担のもとで、顧客企業の経営課題に応じた最適なソリューションを提供するための態勢整備に努めているか。</u></p> <p>(3) 個々の顧客企業の経営改善・事業再生等の支援に当たっては、顧客企業に密着して、顧客企業の経営課題に応じた最適なソリューションを、顧客企業の立場に立って提案し実行支援しているか。<u>また、顧客企業の有事への移行の予兆を把握し、顧客企業に早め早めの対応を促すための態勢整備に努めているか。</u>その際、関係する他の金融機関及び関係機関等がある場合には、当該他の金融機関及び関係機関等と連携を行うための会議を開催するなど十分連携・協力を図るよう努めているか。</p> <p>(4) 自金融機関における専門的な人材やノウハウの不足の補完や、中長期的な人材育成やノウハウ蓄積の観点を踏まえつつ、必要に応じ、適時適切に、外部専門家（税理士、弁護士、公認会計士、中小企業診断士、経営指導員等）、外部機関（地方公共団体、経済産業局、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会、<u>よろず支援拠点</u>、JETRO、JBIC、地域経済活性化</p>	<p>必要な態勢の整備に努めているか。また、取組みの成果を検証し、必要な改善策を経営計画等に反映するよう努めているか。</p> <p>(2) 地域密着型金融の取組みを組織全体として推進するため、本部による営業店支援態勢の整備に努めているか。</p> <p>(3) 個々の顧客企業の経営改善・事業再生等の支援に当たっては、顧客企業に密着して、顧客企業の経営課題に応じた最適なソリューションを、顧客企業の立場に立って提案し実行支援しているか。その際、関係する他の金融機関及び関係機関等がある場合には、当該他の金融機関及び関係機関等と連携を行うための会議を開催するなど十分連携・協力を図るよう努めているか。</p> <p>(4) 自金融機関における専門的な人材やノウハウの不足の補完や、中長期的な人材育成やノウハウ蓄積の観点を踏まえつつ、必要に応じ、適時適切に、外部専門家（税理士、弁護士、公認会計士、中小企業診断士、経営指導員等）、外部機関（地方公共団体、経済産業局、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会、JETRO、JBIC、地域経済活性化支援機構、東日</p>

改正案	現行
<p>化支援機構、東日本大震災事業者再生支援機構、<u>中小企業活性化協議会</u>、<u>中小企業基盤整備機構</u>、<u>認定経営革新等支援機関</u>、<u>事業再生ファンド</u>、<u>地域活性化ファンド等</u>)、<u>信用保証協会</u>、他の金融機関等と連携できるよう、本部や営業店等において連携態勢の整備に努めているか。</p> <p>特に、顧客企業が事業再生、業種転換、事業承継、廃業等の支援を必要とする状況にある場合や、支援にあたり債権者間の調整を必要とする場合には、判断を先送りせず、外部専門家・外部機関等の第三者的な視点や専門的な知見・機能を積極的に活用しているか。取引金融機関として、<u>外部専門家・外部機関等や中小企業の事業再生等に関するガイドライン等</u>を活用して顧客企業の事業再生支援を行う場合には、<u>積極的な対応</u>をしているか。</p> <p>また、取引金融機関は、仮に顧客企業の事業再生が困難であると判断した場合には、<u>外部専門家・外部機関等の第三者の見解を十分に踏まえ必要な支援を行っているか</u>。また、他の金融機関が外部専門家・外部機関等を活用して事業再生支援を行う場合、積極的に連携・協力するよう努めているか。</p> <p>加えて、<u>主たる取引金融機関として、地域経済活性化支援機構又は東日本大震災事業者再生支援機構の機能を活用して顧客企業の事業再生支援を行う場合には、主体的かつ継続的に関与しているか</u>。</p> <p>(注) 具体的な連携先は、各金融機関において、自らの規模や特性、地域の実情、利用者の期待やニーズ等を踏まえ、自主的な経営判断により決定されるべきものである。金融機関に対し、括弧内に例示している先全てと連携するよう求めるものではなく、またこれら以</p>	<p>本大震災事業者再生支援機構、<u>中小企業再生支援協議会</u>、<u>中小企業基盤整備機構</u>、<u>認定経営革新等支援機関</u>、<u>事業再生ファンド</u>、<u>地域活性化ファンド等</u>)、他の金融機関等と連携できるよう、本部や営業店等において連携態勢の整備に努めているか。</p> <p>特に、顧客企業が事業再生、業種転換、事業承継、廃業等の支援を必要とする状況にある場合や、支援にあたり債権者間の調整を必要とする場合には、判断を先送りせず、外部専門家・外部機関等の第三者的な視点や専門的な知見・機能を積極的に活用しているか。<u>主たる取引金融機関として、地域経済活性化支援機構又は東日本大震災事業者再生支援機構の機能を活用して顧客企業の事業再生支援を行う場合には、主体的かつ継続的に関与しているか</u>。特に、<u>主たる取引金融機関は、仮に顧客企業の事業再生が困難であると判断するに際しては、外部専門家・外部機関等の第三者の見解を十分に踏まえているか</u>。また、他の金融機関が外部専門家・外部機関等を活用して事業再生支援を行う場合、積極的に連携・協力するよう努めているか。</p> <p>(注) 具体的な連携先は、各金融機関において、自らの規模や特性、地域の実情、利用者の期待やニーズ等を踏まえ、自主的な経営判断により決定されるべきものである。金融機関に対し、括弧内に例示している先全てと連携するよう求めるものではなく、またこれら以</p>

改正案	現行
<p>外の先との連携を排除するものではないことに留意する必要がある。</p> <p>また、金融機関が保有する顧客企業の経営に関する情報を連携先と共有する場合には、顧客企業の同意が前提となることに留意する必要がある。</p> <p>(5) <u>コンサルティング機能の発揮・地域の面的再生や地域産業の下支え</u>への積極的な参画に関する取組みを支えるための専門的な金融手法や知識等のノウハウを持つ専門的な人材の育成や活用に努めているか。また、そうしたノウハウや各種の地域情報を収集・蓄積するとともに、営業店と本部の適切な連携により組織全体で共有するよう努めているか。</p> <p>(6) 地域密着型金融の取組みについて、具体的な目標やその成果を地域や利用者に対して積極的に情報発信するよう努めているか。その際、利用者が<u>コンサルティング機能の発揮・地域の面的再生や地域産業の下支え</u>に向けた取組みの成果や地域における融資の取組みなど地域への貢献の状況を適切に評価できるよう工夫しているか。また、利用者の評価を金融機関の業務に適切に反映するための態勢整備が図られているか。</p> <p>(注1) 各地域金融機関においては、地域密着型金融の推進に関する基本方針、重点事項、具体的な目標とその成果等について、定期的に、自主性・創造性を発揮しつつ分かりやすい形でホームページ等において公表することが望まれる。</p>	<p>外の先との連携を排除するものではないことに留意する必要がある。</p> <p>また、金融機関が保有する顧客企業の経営に関する情報を連携先と共有する場合には、顧客企業の同意が前提となることに留意する必要がある。</p> <p>(5) <u>コンサルティング機能の発揮</u>や地域の面的再生への積極的な参画に関する取組みを支えるための専門的な金融手法や知識等のノウハウを持つ専門的な人材の育成や活用に努めているか。また、そうしたノウハウや各種の地域情報を収集・蓄積するとともに、営業店と本部の適切な連携により組織全体で共有するよう努めているか。</p> <p>(6) 地域密着型金融の取組みについて、具体的な目標やその成果を地域や利用者に対して積極的に情報発信するよう努めているか。その際、利用者が地域の面的再生に向けた取組みの成果や地域における融資の取組みなど地域への貢献の状況を適切に評価できるよう工夫しているか。また、利用者の評価を金融機関の業務に適切に反映するための態勢整備が図られているか。</p> <p>(注1) 各地域金融機関においては、地域密着型金融の推進に関する基本方針、重点事項、具体的な目標とその成果等について、定期的に、自主性・創造性を発揮しつつ分かりやすい形でホームページ等において公表することが望まれる。</p>

改正案	現行
<p>(注2) 利用者の理解を深めるとともに、金融機関間の知見・ノウハウの共有に資する観点から、個別金融機関における情報発信に加え、業界団体が中心となって、業界全体の取組み状況や取組み事例集を公表するなど、各業態の特色ある取組みを積極的に情報発信することが望まれる。</p> <p>(7) 職員のモチベーションの向上に資するため、顧客企業に対するコンサルティング機能の発揮・地域の面的再生や地域産業の下支えへの積極的な参画に関する取組みを業務上の評価(営業店の評価を含む。)に適正に反映するよう努めているか。</p> <p>(8) 定期的かつ必要に応じ、内部監査等を実施することにより、地域密着型金融を推進するための態勢が整備されていることを確認しているか。また、当該監査等の結果を踏まえ、必要に応じて推進態勢を改善・充実していくなど、監査等を有効に活用する態勢が整備されているか。</p> <p>(9) 信用金庫及び信用協同組合については、必要に応じ、地域密着型金融の取組みに係る中央機関・業界団体が有する各種業務支援・補完機能を有効に活用するための態勢の整備に努めているか。また、信用金庫及び信用協同組合の中央機関は、傘下金融機関のニーズ等を踏まえて、傘下金融機関に対する業務補完・支援を十分に推進する態勢の整備に努めているか。</p> <p>(注) 信用金庫及び信用協同組合の業界団体においては、傘下金融機関</p>	<p>(注2) 利用者の理解を深めるとともに、金融機関間の知見・ノウハウの共有に資する観点から、個別金融機関における情報発信に加え、業界団体が中心となって、業界全体の取組み状況や取組み事例集を公表するなど、各業態の特色ある取組みを積極的に情報発信することが望まれる。</p> <p>(7) 職員のモチベーションの向上に資するため、顧客企業に対するコンサルティング機能の発揮や地域の面的再生への積極的な参画に関する取組みを業務上の評価(営業店の評価を含む。)に適正に反映するよう努めているか。</p> <p>(8) 定期的かつ必要に応じ、内部監査等を実施することにより、地域密着型金融を推進するための態勢が整備されていることを確認しているか。また、当該監査等の結果を踏まえ、必要に応じて推進態勢を改善・充実していくなど、監査等を有効に活用する態勢が整備されているか。</p> <p>(9) 信用金庫及び信用協同組合については、必要に応じ、地域密着型金融の取組みに係る中央機関・業界団体が有する各種業務支援・補完機能を有効に活用するための態勢の整備に努めているか。また、信用金庫及び信用協同組合の中央機関は、傘下金融機関のニーズ等を踏まえて、傘下金融機関に対する業務補完・支援を十分に推進する態勢の整備に努めているか。</p> <p>(注) 信用金庫及び信用協同組合の業界団体においては、傘下金融機関</p>

改正案	現行
<p>のニーズ等を踏まえて、中央機関との適切な役割分担の下、傘下金融機関に対する業務補完・支援を十分に推進する態勢を整備することが望まれる。</p> <p>(10) <u>地域金融機関が、国や地方公共団体の中小企業支援施策を活用して基本的経営改善計画の策定支援を行う場合には、優越的地位の濫用の防止に留意しつつ、当該支援施策の活用が真に顧客企業のニーズに合致したものであることを確認する態勢にあるか。また、策定する基本的経営改善計画が、顧客企業の経営改善に効果的な内容となるよう顧客企業の置かれた状況を十分に踏まえた内容となっているか。</u></p>	<p>のニーズ等を踏まえて、中央機関との適切な役割分担の下、傘下金融機関に対する業務補完・支援を十分に推進する態勢を整備することが望まれる。</p> <p>(新設)</p>
<p>II-5-4 監督手法・対応</p> <p>各金融機関における地域密着型金融の取組みの検証に当たっては、短期的な視点で個別手法の単なる定量的な実績を評価するのではなく、中長期的な視点に立って組織全体として継続的に推進しているかという観点から、経営計画等における位置付けや態勢整備の状況を重視した評価を行うものとする。</p> <p>また、地域密着型金融の推進に当たっては、各金融機関による規模や特性等を踏まえた自主性・創造性を発揮した取組みを深化・定着させていくような動機付け、環境整備を図っていくものとする。</p> <p>さらに、地域の中小企業等への支援や地域経済の活性化等のための施策を実施する中小企業庁、経済産業局等の関係省庁はもちろんのこと、政府系金</p>	<p>II-5-4 監督手法・対応</p> <p>各金融機関における地域密着型金融の取組みの検証に当たっては、短期的な視点で個別手法の単なる定量的な実績を評価するのではなく、中長期的な視点に立って組織全体として継続的に推進しているかという観点から、経営計画等における位置付けや態勢整備の状況を重視した評価を行うものとする。</p> <p>また、地域密着型金融の推進に当たっては、各金融機関による規模や特性等を踏まえた自主性・創造性を発揮した取組みを深化・定着させていくような動機付け、環境整備を図っていくものとする。</p> <p>さらに、地域の中小企業等への支援や地域経済の活性化等のための施策を実施する中小企業庁、経済産業局等の関係省庁等と中央・地方両レベルで連</p>

改正案	現行
<p><u>融機関や信用保証協会、外部専門家、外部機関等と中央・地方両レベルで連携強化を図っていくものとする。</u></p> <p>(1) 各種ヒアリングの機会を通じ、上記の監督上の着眼点に基づき、各金融機関における地域密着型金融の取組み状況をフォローアップしつつ、当該取組みが利用者と地域金融機関の双方にとってより実効的なものとなるよう建設的な意見交換を行うことにより、各金融機関が自主性・創造性を発揮しつつ取り組んでいくよう促していく。</p> <p>ヒアリングに当たっては、経営計画等の策定、実行、評価の各段階に合わせて、それぞれ、経営計画等における位置づけや内容、進捗状況、取組み成果の評価と次期経営計画等への反映状況を中心に意見交換を行う。</p> <p>トップヒアリングにおいては、金融機関経営者から、地域密着型金融の推進に関する経営計画等における位置付け、重点分野（地域・業種等）や当該分野における取組み手法等の戦略、「Ⅱ－５－３ 主な着眼点」に定める態勢整備の状況及びそれらに関する経営陣の主導性の発揮状況等を確認するとともに、経営計画等の着実な実施を促す。</p> <p>総合的なヒアリング等においては、営業現場の責任者等から、顧客企業との接触状況を含めたコンサルティング機能の発揮の個別具体的な実践（現場における課題や本部との連携の状況を含む）まで踏み込んで確認する。</p> <p><u>上記ヒアリングを実施するに当たっては、必要に応じて、各地域金融機関の取組状況や地域経済の抱える課題等について政府系金融機関や信用保証協会、外部専門家、外部機関等と意見交換を実施する。その結</u></p>	<p>連携強化を図っていくものとする。</p> <p>(1) 各種ヒアリングの機会を通じ、上記の監督上の着眼点に基づき、各金融機関における地域密着型金融の取組み状況をフォローアップしつつ、当該取組みが利用者と地域金融機関の双方にとってより実効的なものとなるよう建設的な意見交換を行うことにより、各金融機関が自主性・創造性を発揮しつつ取り組んでいくよう促していく。</p> <p>ヒアリングに当たっては、経営計画等の策定、実行、評価の各段階に合わせて、それぞれ、経営計画等における位置づけや内容、進捗状況、取組み成果の評価と次期経営計画等への反映状況を中心に意見交換を行う。</p> <p>トップヒアリングにおいては、金融機関経営者から、地域密着型金融の推進に関する経営計画等における位置付け、重点分野（地域・業種等）や当該分野における取組み手法等の戦略、「Ⅱ－５－３ 主な着眼点」に定める態勢整備の状況及びそれらに関する経営陣の主導性の発揮状況等を確認するとともに、経営計画等の着実な実施を促す。</p> <p>総合的なヒアリング等においては、営業現場の責任者等から、顧客企業との接触状況を含めたコンサルティング機能の発揮の個別具体的な実践（現場における課題や本部との連携の状況を含む）まで踏み込んで確認する。</p>

改正案	現行
<p><u>果はヒアリングにおける対話材料として活用するとともに、爾後の監督対応にも活用する。</u></p> <p>(2) 地域金融機関における地域密着型金融の取組みに関する利用者等の評価を把握するための調査を年1回実施し、その結果を公表するとともに、爾後の監督対応に活用する。</p> <p>(3) 各金融機関による規模や特性等を踏まえた自主性・創造性を発揮した取組みを深化・定着させていくような動機付け、環境整備を図るとともに、各財務局等において、地域の実情や課題に応じ、金融機関間の知見・ノウハウの共有に資する取組み（各種会議の開催等）を実施する。</p>	<p>(2) 地域金融機関における地域密着型金融の取組みに関する利用者等の評価を把握するための調査を年1回実施し、その結果を公表するとともに、爾後の監督対応に活用する。</p> <p>(3) 各金融機関による規模や特性等を踏まえた自主性・創造性を発揮した取組みを深化・定着させていくような動機付け、環境整備を図るとともに、各財務局等において、地域の実情や課題に応じ、金融機関間の知見・ノウハウの共有に資する取組み（各種会議の開催等）を実施する。</p>
<p>Ⅱ－１０ 「経営者保証に関するガイドライン」の融資慣行としての浸透・定着等</p>	<p>Ⅱ－１０ 「経営者保証に関するガイドライン」の融資慣行としての浸透・定着等</p>
<p>Ⅱ－１０－２ 主な着眼点</p> <p>(1) 経営陣は、ガイドラインを尊重・遵守する重要性を認識し、主導性を十分に発揮して、経営者保証への取組方針等を明確に定めているか。また、ガイドラインに示された経営者保証の準則を始めとして、以下のような事項について職員への周知徹底を図っているか。</p> <p>①・② (略)</p>	<p>Ⅱ－１０－２ 主な着眼点</p> <p>(1) 経営陣は、ガイドラインを尊重・遵守する重要性を認識し、主導性を十分に発揮して、経営者保証への取組方針等を明確に定めているか。また、ガイドラインに示された経営者保証の準則を始めとして、以下のような事項について職員への周知徹底を図っているか。</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 既存保証契約の適切な見直し（事業承継時の対応を含む。）</p>

改正案	現行
<p>③ 既存保証契約の適切な見直し（事業承継時の対応・<u>経営者以外の第三者の個人連帯保証に関する適切な見直し（Ⅱ－１１－２（２）参照）</u>を含む。）</p> <p>④・⑤（略）</p> <p>（２）～（６）（略）</p> <p>（７）保証債務の整理に当たっては、ガイドラインの趣旨を尊重し、関係する他の金融機関、外部専門家（公認会計士、税理士、弁護士等）及び外部機関（<u>中小企業活性化協議会等</u>）と十分連携・協力するよう努めているか。</p> <p>（８）（略）</p>	<p>④・⑤（略）</p> <p>（２）～（６）（略）</p> <p>（７）保証債務の整理に当たっては、ガイドラインの趣旨を尊重し、関係する他の金融機関、外部専門家（公認会計士、税理士、弁護士等）及び外部機関（<u>中小企業再生支援協議会等</u>）と十分連携・協力するよう努めているか。</p> <p>（８）（略）</p>
<p>Ⅱ－１１ 経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないことを原則とする融資慣行の確立等</p>	<p>Ⅱ－１１ 経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないことを原則とする融資慣行の確立等</p>
<p>Ⅱ－１１－１ 意義</p> <p>一般に、多くの中小企業（個人事業主を含む。）においては、家計と経営が未分離であることや、財務諸表の信頼性が必ずしも十分でないなどの指摘があることから、こうした中小企業に対する融資においては、企業の信用補完や経営に対する規律付けの観点から、経営者に対する個人保証を求める場合がある。他方、経営者以外の第三者の個人保証については、副次的な信用補</p>	<p>Ⅱ－１１－１ 意義</p> <p>一般に、多くの中小企業（個人事業主を含む。）においては、家計と経営が未分離であることや、財務諸表の信頼性が必ずしも十分でないなどの指摘があることから、こうした中小企業に対する融資においては、企業の信用補完や経営に対する規律付けの観点から、経営者に対する個人保証を求める場合がある。他方、経営者以外の第三者の個人保証については、副次的な信用補</p>

改正案	現行
<p>完や経営者のモラル確保のための機能がある一方、直接的な経営責任がない第三者に債務者と同等の保証債務を負わせることが適当なのかという指摘がある。</p> <p>また、保証履行時における保証人に対する対応如何によっては、経営者としての再起を図るチャンスや、社会生活を営む基盤すら失わせるという問題を生じさせているのではないかと指摘があることに鑑み、金融機関には、保証履行時において、保証人の資産・収入を踏まえたきめ細かな対応が求められる。</p> <p>こうした状況に鑑み、「金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン」(平成22年12月24日公表)において、「経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないことを原則とする融資慣行を確立し、また、保証履行時における保証人の資産・収入を踏まえた対応を促進」することとしたところであり、金融機関においては、こうした趣旨を十分に踏まえた対応を行う必要がある。</p> <p><u>また、令和2年4月1日に施行された改正民法において、事業に関与していない第三者による個人保証についての意思確認手続を求めることとされた。金融機関においては、前段の趣旨を踏まえて保証契約を締結する際には、改正民法に定められた意思確認手続を経る必要がある。</u></p>	<p>完や経営者のモラル確保のための機能がある一方、直接的な経営責任がない第三者に債務者と同等の保証債務を負わせることが適当なのかという指摘がある。</p> <p>また、保証履行時における保証人に対する対応如何によっては、経営者としての再起を図るチャンスを失わせたり、社会生活を営む基盤すら失わせるという問題を生じさせているのではないかと指摘があることに鑑み、金融機関には、保証履行時において、保証人の資産・収入を踏まえたきめ細かな対応が求められる。</p> <p>こうした状況に鑑み、「金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン」(平成22年12月24日公表)において、「経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないことを原則とする融資慣行を確立し、また、保証履行時における保証人の資産・収入を踏まえた対応を促進」することとしたところであり、金融機関においては、こうした趣旨を十分に踏まえた対応を行う必要がある。</p>
<p>Ⅱ－１１－２ 主な着眼点</p> <p>(1) 経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないことを原則とする融資慣行の確立</p>	<p>Ⅱ－１１－２ 主な着眼点</p> <p>(1) 経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないことを原則とする融資慣行の確立</p>

改正案	現行
<p>個人連帯保証契約については、経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないことを原則とする方針を定めているか。また、方針を定める際や例外的に経営者以外の第三者との間で個人連帯保証契約を締結する際には、<u>民法に定められた意思確認手続を経たうえで契約を締結することに加え、</u>必要に応じ、「信用保証協会における第三者保証人徴求の原則禁止について」における考え方を踏まえているか。特に、経営者以外の第三者が、経営に実質的に関与していないにもかかわらず、例外的に個人連帯保証契約を締結する場合には、当該契約は契約者本人による自発的な意思に基づく申し出によるものであって、金融機関から要求されたものではないことが確保されているか。</p> <p>(参考1) 信用保証協会における第三者保証人徴求の原則禁止について (抄、平成18年3月31日中小企業庁ウェブサイト)</p> <p>(前略) 中小企業庁では、信用保証協会が行う保証制度(略)について、平成18年度に入ってから保証協会に対して保証申込を行った案件については、経営者本人以外の第三者を保証人として求めることを、原則禁止とします。</p> <p>ただし、下記のような特別な事情がある場合については、例外とします。</p> <p>(中略)</p> <p>1. 実質的な経営権を有している者、営業許可名義人又は経営者本人の配偶者(当該経営者本人と共に当該事業に従事する配偶者に限る。)が連帯保証人となる場合</p>	<p>個人連帯保証契約については、経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないことを原則とする方針を定めているか。また、方針を定める際や例外的に経営者以外の第三者との間で個人連帯保証契約を締結する際には、必要に応じ、「信用保証協会における第三者保証人徴求の原則禁止について」における考え方を踏まえているか。特に、経営者以外の第三者が、経営に実質的に関与していないにもかかわらず、例外的に個人連帯保証契約を締結する場合には、当該契約は契約者本人による自発的な意思に基づく申し出によるものであって、金融機関から要求されたものではないことが確保されているか。</p> <p>(参考) 信用保証協会における第三者保証人徴求の原則禁止について (抄、平成18年3月31日中小企業庁ウェブサイト)</p> <p>(前略) 中小企業庁では、信用保証協会が行う保証制度(略)について、平成18年度に入ってから保証協会に対して保証申込を行った案件については、経営者本人以外の第三者を保証人として求めることを、原則禁止とします。</p> <p>ただし、下記のような特別な事情がある場合については、例外とします。</p> <p>(中略)</p> <p>1. 実質的な経営権を有している者、営業許可名義人又は経営者本人の配偶者(当該経営者本人と共に当該事業に従事する配偶者に限る。)が連帯保証人となる場合</p>

改正案	現行
<p>2. 経営者本人の健康上の理由のため、事業承継予定者が連帯保証人となる場合</p> <p>3. 財務内容その他の経営の状況を総合的に判断して、通常考えられる保証のリスク許容額を超える保証依頼がある場合であって、当該事業の協力者や支援者から積極的に連帯保証の申し出があった場合（ただし、協力者等が自発的に連帯保証の申し出を行ったことが客観的に認められる場合に限る。）</p> <p><u>（参考2）民法における保証契約の取扱い（公証人による保証意思確認手続）</u></p> <p><u>第465条の6</u> <u>（公正証書の作成と保証の効力）</u> <u>事業のために負担した貸金等債務を主たる債務とする保証契約又は主たる債務の範囲に事業のために負担する貸金等債務が含まれる根保証契約は、その契約の締結に先立ち、その締結の日前一箇月以内に作成された公正証書で保証人になろうとする者が保証債務を履行する意思を表示していなければ、その効力を生じない。</u></p> <p><u>第465条の9</u> <u>（公正証書の作成と保証の効力に関する規定の適用除外）</u> <u>前三条の規定は、保証人になろうとする者が次に掲げる者である保証契約については、適用しない。</u></p>	<p>2. 経営者本人の健康上の理由のため、事業承継予定者が連帯保証人となる場合</p> <p>3. 財務内容その他の経営の状況を総合的に判断して、通常考えられる保証のリスク許容額を超える保証依頼がある場合であって、当該事業の協力者や支援者から積極的に連帯保証の申し出があった場合（ただし、協力者等が自発的に連帯保証の申し出を行ったことが客観的に認められる場合に限る。）</p> <p>（新設）</p>

改正案	現行
<p>1 <u>主たる債務者が法人である場合のその理事、取締役、執行役又はこれらに準ずる者</u></p> <p>2 <u>主たる債務者が法人である場合の次に掲げる者</u></p> <p>イ <u>主たる債務者の総株主の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除く。以下この号において同じ。）の過半数を有する者</u></p> <p>ロ <u>主たる債務者の総株主の議決権の過半数を他の株式会社が有する場合における当該他の株式会社の総株主の議決権の過半数を有する者</u></p> <p>ハ <u>主たる債務者の総株主の議決権の過半数を他の株式会社及び当該他の株式会社の総株主の議決権の過半数を有する者が有する場合における当該他の株式会社の総株主の議決権の過半数を有する者</u></p> <p>ニ <u>株式会社以外の法人が主たる債務者である場合におけるイ、ロ又はハに掲げる者に準ずる者</u></p> <p>3 <u>主たる債務者（法人であるものを除く。以下この号において同じ。）と共同して事業を行う者又は主たる債務者が行う事業に現に従事している主たる債務者の配偶者</u></p> <p><u>（2）第三者の保証人から保証解除の相談を受けた場合の態勢整備</u> <u>第三者の保証人から保証解除の相談を受けた場合には、Ⅱ－11－1の意義にある指摘に鑑み、保証債務を負うに至った経緯や保証人の保証能力、生活実態を十分に踏まえて、適切な対応を行う態勢となっているか。</u></p> <p><u>（3）保証履行時における保証人の履行能力等を踏まえた対応の促進</u> <u>保証人（個人事業主たる主債務者を含む。）に保証債務（当該主債務者の債</u></p>	<p>(新設)</p> <p><u>（2）保証履行時における保証人の履行能力等を踏まえた対応の促進</u> <u>保証人（個人事業主たる主債務者を含む。）に保証債務（当該主債務者の債務を含む。）の履行を求める場合には、上記意義にある指摘に鑑み、保証債務</u></p>

改正案	現行
<p>務を含む。)の履行を求める場合には、<u>Ⅱ-11-1</u>の意義にある指摘に鑑み、保証債務弁済の履行状況及び保証債務を負うに至った経緯などその責任の度合いに留意し、保証人の生活実態を十分に踏まえて判断される各保証人の履行能力に応じた合理的な負担方法とするなど、きめ細かな対応を行う態勢となっているか。</p> <p>また、第三者の個人連帯保証の保証履行時等においても、「経営者保証に関するガイドライン」は適用され得るとの点に留意し、必要に応じ、ガイドラインの活用を検討し、ガイドラインに基づく対応を行う態勢となっているか(Ⅱ-10-2参照)。</p> <p>(注)Ⅱ-3-2-1-2(1)、(2)、(3)、(5)、(6)も参照のこと。</p>	<p>弁済の履行状況及び保証債務を負うに至った経緯などその責任の度合いに留意し、保証人の生活実態を十分に踏まえて判断される各保証人の履行能力に応じた合理的な負担方法とするなど、きめ細かな対応を行う態勢となっているか。</p> <p>また、第三者の個人連帯保証の保証履行時等においても、「経営者保証に関するガイドライン」は適用され得るとの点に留意し、必要に応じ、ガイドラインの活用を検討し、ガイドラインに基づく対応を行う態勢となっているか(Ⅱ-10-2参照)。</p> <p>(注)Ⅱ-3-2-1-2(1)、(2)、(3)、(5)、(6)も参照のこと。</p>
<p>Ⅱ-11-3 監督手法・対応</p> <p>金融機関による上記取組みについては、「経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないことを原則とする融資慣行を確立し、また、保証履行時における保証人の資産・収入を踏まえた対応を促進する」という政策趣旨に鑑み、適切に取り組む必要がある。また、これらの取組みに当たって、適切な説明責任を果たすことも必要である(Ⅱ-3-2-1参照)。</p> <p><u>加えて、事業に関与していない第三者と個人保証契約を締結する際には、民法に定められた意思確認手続を経る必要がある。</u></p> <p>こうした取組み態勢・取組み状況を踏まえ、監督上の対応を検討することとし、内部管理態勢の実効性等に疑義が生じた場合には、必要に応じ、報告</p>	<p>Ⅱ-11-3 監督手法・対応</p> <p>金融機関による上記取組みについては、「経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないことを原則とする融資慣行を確立し、また、保証履行時における保証人の資産・収入を踏まえた対応を促進する」という政策趣旨に鑑み、適切に取り組む必要がある。また、これらの取組みに当たって、適切な説明責任を果たすことも必要である(Ⅱ-3-2-1参照)。</p> <p>こうした取組み態勢・取組み状況を踏まえ、監督上の対応を検討することとし、内部管理態勢の実効性等に疑義が生じた場合には、必要に応じ、</p>

改正案	現行
<p>(法第 24 条に基づく報告を含む。)を求めて検証し、業務運営の適切性、健全性に問題があると認められれば、法第 24 条に基づき報告を求め、又は、重大な問題があると認められる場合には、法第 26 条に基づき業務改善命令を発出するものとする。</p>	<p>報告(法第 24 条に基づく報告を含む。)を求めて検証し、業務運営の適切性、健全性に問題があると認められれば、法第 24 条に基づき報告を求め、又は、重大な問題があると認められる場合には、法第 26 条に基づき業務改善命令を発出するものとする。</p>
<p>Ⅲ 銀行の検査・監督に係る事務処理上の留意点</p>	<p>Ⅲ 銀行の検査・監督に係る事務処理上の留意点</p>
<p>Ⅲ-4 銀行法等に係る事務処理</p>	<p>Ⅲ-4 銀行法等に係る事務処理</p>
<p>Ⅲ-4-9 情報開示(ディスクロージャー)の適切性・十分性</p>	<p>Ⅲ-4-9 情報開示(ディスクロージャー)の適切性・十分性</p>
<p>Ⅲ-4-9-4 開示に当たっての留意事項</p>	<p>Ⅲ-4-9-4 開示に当たっての留意事項</p>
<p>Ⅲ-4-9-4-2 記載項目についての留意事項</p> <p>(1) 一般的な留意事項 (略)</p> <p>(2) 個別の記載項目についての留意事項</p> <p>①~⑤ (略)</p> <p>⑥ 「中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況」には、以下の事項等について、利用者等が興味や関心を持てるような具体的で分かりやすい内容が記載されているか。</p> <p>イ. 中小企業(小規模事業者を含む。以下この⑥において同じ。)の経</p>	<p>Ⅲ-4-9-4-2 記載項目についての留意事項</p> <p>(1) 一般的な留意事項 (略)</p> <p>(2) 個別の記載項目についての留意事項</p> <p>①~⑤ (略)</p> <p>⑥ 「中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況」には、以下の事項等について、利用者等が興味や関心を持てるような具体的で分かりやすい内容が記載されているか。</p> <p>イ. 中小企業(小規模事業者を含む。以下この⑥において同じ。)の経</p>

改正案	現行
<p>営支援に関する取組み方針</p> <p>ロ. 中小企業の経営支援に関する態勢整備（外部専門家・外部機関等との連携を含む。）の状況</p> <p>ハ. 中小企業の経営支援に関する取組状況（支援内容、外部専門家・外部機関等との連携、取組事例等）</p> <p> a. 創業・新規事業開拓の支援</p> <p> b. 成長段階における支援</p> <p> c. 経営改善・事業再生・業種転換等の支援</p> <p>ニ. 地域の活性化に関する取組状況</p> <p>（注1）（略）</p> <p>（注2）上記ハ及びニの取組状況については、<u>コンサルティング機能の発揮・地域の面的再生、地域産業の下支えへの積極的な参画等</u>（地方公共団体・中小企業関係団体・外部機関等との連携を含む。）を具体的に記載しているか確認する。</p> <p>（注3）「外部専門家」とは、税理士、弁護士、公認会計士、中小企業診断士、経営指導員等をいう。</p> <p>（注4）「外部機関」とは、地方公共団体、経済産業局、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会、<u>よろず支援拠点</u>、JETRO、JBIC、地域経済活性化支援機構、東日本大震災事業者再生支援機構、<u>中小企業活性化協議会</u>、中小企業基盤整備機構、認定経営革新等支援機関、事業再生ファンド、地域活性化ファンド等をいう。</p> <p>※ なお、上記に掲げた事項に限らず、「中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況」について、各金融機関の自主的な判断により記載事項を追加することを妨げるものではない。</p>	<p>営支援に関する取組み方針</p> <p>ロ. 中小企業の経営支援に関する態勢整備（外部専門家・外部機関等との連携を含む。）の状況</p> <p>ハ. 中小企業の経営支援に関する取組状況（支援内容、外部専門家・外部機関等との連携、取組事例等）</p> <p> a. 創業・新規事業開拓の支援</p> <p> b. 成長段階における支援</p> <p> c. 経営改善・事業再生・業種転換等の支援</p> <p>ニ. 地域の活性化に関する取組状況</p> <p>（注1）（略）</p> <p>（注2）上記ニの取組状況については、地域の面的再生への積極的な参画等（地方公共団体・中小企業関係団体・外部機関等との連携を含む。）を具体的に記載しているか確認する。</p> <p>（注3）「外部専門家」とは、税理士、弁護士、公認会計士、中小企業診断士、経営指導員等をいう。</p> <p>（注4）「外部機関」とは、地方公共団体、経済産業局、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会、JETRO、JBIC、地域経済活性化支援機構、東日本大震災事業者再生支援機構、<u>中小企業再生支援協議会</u>、中小企業基盤整備機構、認定経営革新等支援機関、事業再生ファンド、地域活性化ファンド等をいう。</p> <p>※ なお、上記に掲げた事項に限らず、「中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況」について、各金融機関の自主的な判断により記載事項を追加することを妨げるものではない。</p>

改正案	現行
⑦～⑨（略）	⑦～⑨（略）
<p>Ⅲ－４－９－４－３ 銀行法及び再生法に基づく債権の額の開示区分</p> <p>銀行法施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 5 号ロ及び再生法施行規則第 4 条に定める基準に従い、以下のとおり区分する開示対象についても、銀行法施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 5 号ロ及び再生法施行規則第 4 条に定める基準に従う。なお、仮払金については貸出金に準ずるもの（支払承諾に基づき代位弁済を行ったことにより発生する求償権及び貸出金と関連のある仮払金）として差し支えない。ただし、その際には、以下に掲げる基準を機械的・画的に適用するのではなく、債務者の実態的な財務内容、資金繰り、収益力等により、その返済能力を検討し、債務者に対する貸出条件及びその履行状況を確認の上、業種等の特性を踏まえ、事業の継続性と収益性の見通し、キャッシュフローによる債務償還能力、経営改善計画等の妥当性、金融機関等の支援状況等を総合的に勘案した上で、区分することが適当である。特に債務者が中小企業である場合は、当該企業の財務状況のみならず、当該企業の技術力、販売力や成長性、代表者等の役員に対する報酬の支払状況、代表者等の収入状況や資産内容、保証状況と保証能力等を総合的に勘案し、当該企業の経営実態を踏まえて区分することが適当である。特に債務者が中小企業である場合は、当該企業の財務状況のみならず、当該企業の技術力、販売力や成長性、代表者等の役員に対する報酬の支払状況、代表者等の収入状況や資産内容、保証状況と保証能力等を総合的に勘案し、当該企業の経営実態を踏まえて区分することが適当である。</p>	<p>Ⅲ－４－９－４－３ 銀行法及び再生法に基づく債権の額の開示区分</p> <p>銀行法施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 5 号ロ及び再生法施行規則第 4 条に定める基準に従い、以下のとおり区分する開示対象についても、銀行法施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 5 号ロ及び再生法施行規則第 4 条に定める基準に従う。なお、仮払金については貸出金に準ずるもの（支払承諾に基づき代位弁済を行ったことにより発生する求償権及び貸出金と関連のある仮払金）として差し支えない。ただし、その際には、以下に掲げる基準を機械的・画的に適用するのではなく、債務者の実態的な財務内容、資金繰り、収益力等により、その返済能力を検討し、債務者に対する貸出条件及びその履行状況を確認の上、業種等の特性を踏まえ、事業の継続性と収益性の見通し、キャッシュフローによる債務償還能力、経営改善計画等の妥当性、金融機関等の支援状況等を総合的に勘案した上で、区分することが適当である。特に債務者が中小企業である場合は、当該企業の財務状況のみならず、当該企業の技術力、販売力や成長性、代表者等の役員に対する報酬の支払状況、代表者等の収入状況や資産内容、保証状況と保証能力等を総合的に勘案し、当該企業の経営実態を踏まえて区分することが適当である。特に債務者が中小企業である場合は、当該企業の財務状況のみならず、当該企業の技術力、販売力や成長性、代表者等の役員に対する報酬の支払状況、代表者等の収入状況や資産内容、保証状況と保証能力等を総合的に勘案し、当該企業の経営実態を踏まえて区分することが適当である。</p>

改正案	現行
<p>(1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 (略)</p> <p>(2) 危険債権 (略)</p> <p>(3) 貸出条件緩和債権 (略)</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>特に、実現可能性の高い(注1)抜本的な(注2)経営再建計画(注3)に沿った金融支援の実施により経営再建が開始されている場合(注4)には、当該経営再建計画に基づく貸出金は貸出条件緩和債権には該当しないものと判断して差し支えない。また、債務者が実現可能性の高い抜本的な経営再建計画を策定していない場合であっても、債務者が中小企業であって、かつ、貸出条件の変更を行った日から最長1年以内に当該経営再建計画を策定する見込みがあるとき(注5)には、当該債務者に対する貸出金は当該貸出条件の変更を行った日から最長1年間は貸出条件緩和債権には該当しないものと判断して差し支えない。</p> <p>(注1～2) (略)</p> <p>(注3) <u>中小企業活性化協議会又は株式会社整理回収機構が策定支援した再生計画、中小企業の事業再生等に関するガイドライン第三部に定める再生型私的整理手続により策定した再生計画(小規模事業者の債務減免等を含まない計画であって同ガイドライン第三部4.(4)②</u></p>	<p>(1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 (略)</p> <p>(2) 危険債権 (略)</p> <p>(3) 貸出条件緩和債権 (略)</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>特に、実現可能性の高い(注1)抜本的な(注2)経営再建計画(注3)に沿った金融支援の実施により経営再建が開始されている場合(注4)には、当該経営再建計画に基づく貸出金は貸出条件緩和債権には該当しないものと判断して差し支えない。また、債務者が実現可能性の高い抜本的な経営再建計画を策定していない場合であっても、債務者が中小企業であって、かつ、貸出条件の変更を行った日から最長1年以内に当該経営再建計画を策定する見込みがあるとき(注5)には、当該債務者に対する貸出金は当該貸出条件の変更を行った日から最長1年間は貸出条件緩和債権には該当しないものと判断して差し支えない。</p> <p>(注1～2) (略)</p> <p>(注3) <u>中小企業再生支援協議会(産業復興相談センターを含む。)</u>又は株式会社整理回収機構が策定支援した再生計画、産業復興相談センターが債権買取支援業務において策定支援した事業計画、事業再生ADR手続(特定認証紛争解決手続(産業競争力強化法第2条第16項)をい</p>

改正案	現行
<p>口及びハのみを満たす計画を除く)、産業復興相談センターが債権買取支援業務において策定支援した事業計画、事業再生 ADR 手続（特定認証紛争解決手続（産業競争力強化法第 2 条第 16 項）をいう。）に従って決議された事業再生計画、株式会社地域経済活性化支援機構が買取決定等（株式会社地域経済活性化支援機構法第 31 条第 1 項）した事業者の事業再生計画（同法第 25 条第 2 項）及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が買取決定等（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第 25 条第 1 項）した事業者の事業再生計画（同法第 19 条第 2 項第 1 号）については、当該計画が（注 1）及び（注 2）の要件を満たしていると認められる場合に限り、「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画」であると判断して差し支えない。</p> <p>（注 4～5）</p> <p>（4）要管理債権 （略）</p> <p>（5）正常債権 （略）</p>	<p>う。）に従って決議された事業再生計画、株式会社地域経済活性化支援機構が買取決定等（株式会社地域経済活性化支援機構法第 31 条第 1 項）した事業者の事業再生計画（同法第 25 条第 2 項）及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が買取決定等（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第 25 条第 1 項）した事業者の事業再生計画（同法第 19 条第 2 項第 1 号）については、当該計画が（注 1）及び（注 2）の要件を満たしていると認められる場合に限り、「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画」であると判断して差し支えない。</p> <p>（注 4～5）</p> <p>（4）要管理債権 （略）</p> <p>（5）正常債権 （略）</p>
<p>Ⅲ－４ 銀行法等に係る事務処理</p>	<p>Ⅲ－４ 銀行法等に係る事務処理</p>
<p>Ⅲ－４－１７ 金融機能強化法に関する留意事項</p>	<p>Ⅲ－４－１７ 金融機能強化法に関する留意事項</p>
<p>Ⅲ－４－１７－１ 経営強化計画の記載事項に関する留意事項 （１）（略）</p>	<p>Ⅲ－４－１７－１ 経営強化計画の記載事項に関する留意事項 （１）（略）</p>

改正案	現行
<p>(2) (略)</p> <p>①～②</p> <p>③ 早期の事業再生に資する方策</p> <p>④～⑤</p> <p>(注1) (略)</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 早期の事業再生に資する方策</p> <p>イ. 人材を派遣して再建計画策定その他の支援等を行った取引先</p> <p>ロ. プリパッケージ型事業再生(民事再生法等の活用)(注)及び私的整理ガイドライン手続の中で再生計画等の策定に関与した取引先</p> <p>(注) 再生型法的整理(民事再生法、会社更生法等)において議決権を行使したに過ぎない場合は含まれない。</p> <p>ハ. 企業再生ファンドの組成による企業再生のため当該ファンドが出資(現物出資)した取引先</p> <p>ニ. 企業再生に当たり、デット・エクイティ・スワップ(DES)、デット・デット・スワップ(DDS)、DIPファイナンス等の手法を活用した取引先</p> <p>ホ. 「中小企業再生型信託スキーム」等RCCの信託機能を活用して再建計画の策定に関与した取引先</p> <p>ヘ. <u>中小企業活性化協議会</u>と連携し再生計画の策定に関与した取引先等</p> <p>④～⑤ (略)</p> <p>(注2) (略)</p>	<p>(2) (略)</p> <p>①～②</p> <p>③ 早期の事業再生に資する方策</p> <p>④～⑤</p> <p>(注1) (略)</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 早期の事業再生に資する方策</p> <p>イ. 人材を派遣して再建計画策定その他の支援等を行った取引先</p> <p>ロ. プリパッケージ型事業再生(民事再生法等の活用)(注)及び私的整理ガイドライン手続の中で再生計画等の策定に関与した取引先</p> <p>(注) 再生型法的整理(民事再生法、会社更生法等)において議決権を行使したに過ぎない場合は含まれない。</p> <p>ハ. 企業再生ファンドの組成による企業再生のため当該ファンドに出資(現物出資)した取引先</p> <p>ニ. 企業再生に当たり、デット・エクイティ・スワップ(DES)、デット・デット・スワップ(DDS)、DIPファイナンス等の手法を活用した取引先</p> <p>ホ. 「中小企業再生型信託スキーム」等RCCの信託機能を活用して再建計画の策定に関与した取引先</p> <p>ヘ. <u>中小企業再生支援協議会</u>と連携し再生計画の策定に関与した取引先等</p> <p>④～⑤ (略)</p> <p>(注2) (略)</p>

改正案	現行
V 協同組織金融機関	V 協同組織金融機関
V-1 協同組織金融機関における共通事項	V-1 協同組織金融機関における共通事項
V-1-5 金融機能強化法に関する留意事項	V-1-5 金融機能強化法に関する留意事項
<p>V-1-5-1 経営強化計画の記載事項に関する留意事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>①～②</p> <p>③ 早期の事業再生に資する方策</p> <p>④～⑤</p> <p>(注1) (略)</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 早期の事業再生に資する方策</p> <p>イ. 人材を派遣して再建計画策定その他の支援等を行った取引先 ロ. プリパッケージ型事業再生（民事再生法等の活用）（注）及び 私的整理ガイドライン手続の中で再生計画等の策定に関与した 取引先</p> <p>(注) 再生型法的整理（民事再生法、会社更生法等）において議 決権を行使したに過ぎない場合は含まれない。</p> <p>ハ. 企業再生ファンドの組成による企業再生のため当該ファンド</p>	<p>V-1-5-1 経営強化計画の記載事項に関する留意事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>①～②</p> <p>③ 早期の事業再生に資する方策</p> <p>④～⑤</p> <p>(注1) (略)</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 早期の事業再生に資する方策</p> <p>イ. 人材を派遣して再建計画策定その他の支援等を行った取引先 ロ. プリパッケージ型事業再生（民事再生法等の活用）（注）及び 私的整理ガイドライン手続の中で再生計画等の策定に関与した 取引先</p> <p>(注) 再生型法的整理（民事再生法、会社更生法等）において議 決権を行使したに過ぎない場合は含まれない。</p> <p>ハ. 企業再生ファンドの組成による企業再生のため当該ファンド</p>

改正案	現行
<p>が出資（現物出資）した取引先</p> <p>ニ. 企業再生に当たり、デット・エクイティ・スワップ（DES）、デット・デット・スワップ（DDS）、DIPファイナンス等の手法を活用した取引先</p> <p>ホ. 「中小企業再生型信託スキーム」等RCCの信託機能を活用して再建計画の策定に関与した取引先</p> <p>ヘ. <u>中小企業活性化協議会</u>と連携し再生計画の策定に関与した取引先等</p> <p>④～⑤（略）</p> <p>（注2）（略）</p>	<p>に出資（現物出資）した取引先</p> <p>ニ. 企業再生に当たり、デット・エクイティ・スワップ（DES）、デット・デット・スワップ（DDS）、DIPファイナンス等の手法を活用した取引先</p> <p>ホ. 「中小企業再生型信託スキーム」等RCCの信託機能を活用して再建計画の策定に関与した取引先</p> <p>ヘ. <u>中小企業再生支援協議会</u>と連携し再生計画の策定に関与した取引先等</p> <p>④～⑤（略）</p> <p>（注2）（略）</p>
<p>V-1-5-8 協同組織金融機能強化方針の履行を確保するための監督上の措置</p> <p>金融機能強化法第34条の9に規定する監督上必要な措置については、特に以下の点に留意する。</p> <p>（1）</p> <p>（2）（略）</p> <p>①～②</p> <p>③</p> <p>（注）上記③及び下記（3）の「経営改善支援等取組先企業の数の取引先の企業の総数に占める割合」については、以下の点に留意するものとする。</p> <p>なお、「経営改善支援等取組先企業」及び「取引先の企業」には、</p>	<p>V-1-5-8 協同組織金融機能強化方針の履行を確保するための監督上の措置</p> <p>金融機能強化法第34条の9に規定する監督上必要な措置については、特に以下の点に留意する。</p> <p>（1）</p> <p>（2）（略）</p> <p>①～②</p> <p>③</p> <p>（注）上記③及び下記（3）の「経営改善支援等取組先企業の数の取引先の企業の総数に占める割合」については、以下の点に留意するものとする。</p> <p>なお、「経営改善支援等取組先企業」及び「取引先の企業」には、</p>

改正案	現行
<p>個人事業者を含み、個人ローン又は住宅ローンのみの取引先は含まないものとする。</p> <p>また、「経営改善支援等取組先」とは、特別関係協同組織金融機関等が以下の事項に係る経営改善支援等に取り組んでいる取引先とする。</p> <p>イ～ロ (略)</p> <p>ハ. 早期の事業再生に資する取組み</p> <p>ニ～ホ (略)</p> <p>(注1) 上記「経営改善支援等取組先」の具体例は以下のとおり。</p> <p>イ～ロ</p> <p>ハ. 早期の事業再生に資する取組み</p> <p> a～b (略)</p> <p> c. 企業再生ファンドの組成による企業再生のための当該ファンドが出資（現物出資）した取引先</p> <p> d～e (略)</p> <p> f. <u>中小企業活性化協議会</u>と連携し再生計画の策定に関与した取引先 等</p> <p>ニ～ホ (略)</p>	<p>個人事業者を含み、個人ローン又は住宅ローンのみの取引先は含まないものとする。</p> <p>また、「経営改善支援等取組先」とは、特別関係協同組織金融機関等が以下の事項に係る経営改善支援等に取り組んでいる取引先とする。</p> <p>イ～ロ (略)</p> <p>ハ. 早期の事業再生に資する取組み</p> <p>ニ～ホ (略)</p> <p>(注1) 上記「経営改善支援等取組先」の具体例は以下のとおり。</p> <p>イ～ロ</p> <p>ハ. 早期の事業再生に資する取組み</p> <p> a～b (略)</p> <p> c. 企業再生ファンドの組成による企業再生のための当該ファンドに出資（現物出資）した取引先</p> <p> d～e (略)</p> <p> f. <u>中小企業再生支援協議会</u>と連携し再生計画の策定に関与した取引先 等</p> <p>ニ～ホ (略)</p>
<p>V-2 信用金庫及び信用協同組合における経営力の強化に向けた取組みに係る留意点</p>	<p>V-2 信用金庫及び信用協同組合における経営力の強化に向けた取組みに係る留意点</p>
<p>V-2-2 主な着眼点</p>	<p>V-2-2 主な着眼点</p>

改正案	現行
V-2-2-1 信用金庫及び信用組合に対する主な着眼点	V-2-2-1 信用金庫及び信用組合に対する主な着眼点
<p>V-2-2-1-2 リスク管理態勢</p> <p>(1) 信用リスク管理</p> <p>(略)</p> <p>①～⑤</p> <p>⑥<u>中小企業活性化協議会</u>・全国組織や中小企業基盤整備機構のファンドをはじめとする各種ファンドの積極的な活用も含め、的確な事業再生計画を策定する等により、取引先の真の再生に努めることとしているか。</p>	<p>V-2-2-1-2 リスク管理態勢</p> <p>(1) 信用リスク管理</p> <p>(略)</p> <p>①～⑤</p> <p>⑥<u>中小企業再生支援協議会</u>・全国組織や中小企業基盤整備機構のファンドをはじめとする各種ファンドの積極的な活用も含め、的確な事業再生計画を策定する等により、取引先の真の再生に努めることとしているか。</p>